

令和3年3月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成23年(ワ)第812号 九州電力玄海原子力発電所運転差止請求事件（以下「甲事件」という。）

平成24年(ワ)第23号 九州電力玄海原子力発電所運転差止請求事件（以下「乙事件」という。）

平成27年(ワ)第374号 玄海原子力発電所3号機運転差止請求事件（以下「丙事件」という。）

令和元年(ワ)第281号 玄海原子力発電所3号機運転差止請求事件（以下「丁事件」という。）

口頭弁論の終結の日 令和2年8月28日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 甲事件原告らの甲事件請求、乙事件原告らの乙事件請求、丙事件原告らの丙事件請求及び丁事件原告らの丁事件請求をいずれも棄却する。
- 2 甲事件の訴訟費用は甲事件原告らの負担とし、乙事件の訴訟費用は乙事件原告らの負担とし、丙事件の訴訟費用は丙事件原告らの負担とし、丁事件の訴訟費用は丁事件原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

[目次]

第1 請求.....	- 3 -
第2 事案の概要.....	- 4 -
1 前提事実.....	- 4 -
(1) 当事者等.....	- 4 -
(2) 玄海原子力発電所.....	- 5 -

(3) 原子力発電所の仕組み等.....	- 6 -
(4) 本件各号機の概要.....	- 8 -
(5) 玄海原子力発電所 2 号機における配管のひび割れ	- 14 -
(6) 福島第一原発事故後の法整備.....	- 16 -
(7) 本件各号機の福島第一原発事故後の手続及び運転の再開等	- 22 -
2 争点及びこれに関する当事者の主張.....	- 24 -
(1) 本件各号機に係る基準地震動の策定等の不合理性の有無	- 24 -
(原告らの主張)	- 24 -
(被告の主張)	- 32 -
(2) 本件各号機の配管の安全性の欠如の有無	- 52 -
(原告らの主張)	- 52 -
(被告の主張)	- 60 -
(3) 本件各号機に係る火山事象の危険性の有無	- 75 -
(原告らの主張)	- 75 -
(被告の主張)	- 86 -
(4) 核燃料サイクルの破綻及び使用済燃料等の処理の不能による原子力発電所 の運転の許否.....	- 101 -
(原告らの主張)	- 101 -
(被告の主張)	- 102 -
第3 当裁判所の判断.....	- 102 -
1 主張立証責任について.....	- 102 -
2 争点(1) (本件各号機に係る基準地震動の策定等の不合理性の有無) について	- 106 -
(1) 認定事実.....	- 106 -
(2) 検討.....	- 127 -
(3) 原告らの主張について.....	- 129 -

(4) まとめ.....	- 141 -
3 争点(2) (本件各号機の配管の安全性の欠如の有無)について	- 142 -
(1) 認定した事実.....	- 142 -
(2) 検討.....	- 159 -
(3) 原告らの主張について.....	- 164 -
(4) まとめ.....	- 166 -
4 争点(3) (本件各号機に係る火山事象の危険性の有無)について ...	- 166 -
(1) 認定事実等.....	- 167 -
(2) 検討.....	- 210 -
(3) 原告らの主張について.....	- 219 -
(4) まとめ.....	- 226 -
5 争点(4) (核燃料サイクルの破綻及び使用済燃料等の処理の不能による原子力発電所の運転の許否)について.....	- 227 -
6 まとめ.....	- 227 -
第4 結論.....	- 228 -

第1 請求

1 甲事件

甲事件被告は、甲事件原告らに対し、甲事件被告が佐賀県東松浦郡玄海町大字今村に設置している玄海原子力発電所4号機の運転をしてはならない。

2 乙事件

乙事件被告は、乙事件原告らに対し、乙事件被告が佐賀県東松浦郡玄海町大字今村に設置している玄海原子力発電所3号機の運転をしてはならない。

3 丙事件

丙事件被告は、丙事件原告らに対し、丙事件被告が佐賀県東松浦郡玄海町大

字今村に設置している玄海原子力発電所3号機の運転をしてはならない。

4 丁事件

丁事件被告は、丁事件原告らに対し、丁事件被告が佐賀県東松浦郡玄海町大字今村に設置している玄海原子力発電所3号機の運転をしてはならない。
(以下、この判決においては、別紙「略称表」及び別紙「関係省令及び関係規則等の定め」記載の略称又は定義等を用いる。ただし、正式の用語等を用いることもある。)

第2 事案の概要

甲事件は、甲事件原告らが、本件4号機の安全性が保証されていないなどとして、被告に対し、人格権に基づき、被告が設置している本件4号機の運転（原子炉を稼働して発電すること）の差止めを求める事案である。

乙事件、丙事件及び丁事件は、乙事件原告ら、丙事件原告ら及び丁事件原告らが、本件3号機の安全性が保証されていないなどとして、被告に対し、人格権に基づき、本件3号機の運転（原子炉を稼働して発電すること）の差止めを求める事案である。

1 前提事実（争いのない事実、後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実並びに当裁判所に顕著な事実）

(1) 当事者等

ア 原告ら

原告らは、別紙当事者目録記載の肩書住所地に居住する者である。

イ 被告

被告は、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県において、一般の需要に応じて電気を供給する事業を営む株式会社である。

被告は、佐賀県東松浦郡玄海町大字今村に玄海原子力発電所を設置している。

(2) 玄海原子力発電所（乙3, 8~10, 38, 50, 51, 53, 54, 124, 241）

ア 概要

玄海原子力発電所は、上記のとおり被告が設置する原子力発電所であり、1号機から4号機までの4基の原子炉がある。被告は、1号機については平成27年4月27日をもって、2号機については平成31年4月9日をもってそれぞれ廃止の決定をし、これに伴い、経済産業大臣に電気事業法所定の届出をした。なお、甲事件において、訴えの提起時には、1号機及び2号機の運転の差止めの請求もされていたが、上記廃止の決定及び届出を受けて、甲事件の訴えのうち1号機の運転の差止めの請求に係る部分は平成27年5月15日に、2号機の運転の差止めの請求に係る部分は令和元年9月27日にそれぞれ訴えの取下げにより終局した。

本件各号機は、いずれも、加圧水型軽水炉（PWR）である。電気出力は118万kWであり、原子炉の熱出力は342万3000kWであり、燃料の装荷量は約89トンである。本件3号機は、低濃縮（約4%）二酸化ウラン及びウラン・プルトニウム混合酸化物を燃料とし、本件4号機は、低濃縮（約4%）二酸化ウランを燃料とする。

イ 運転の開始

被告は、昭和57年10月19日付けで玄海原子力発電所について本件各号機増設に係る原子炉設置変更許可の申請をし、通商産業大臣は、昭和59年10月12日付けで、被告に対し、原子炉設置変更許可をした。

本件3号機について、通商産業大臣は、昭和60年3月8日付けから平成5年10月1日付けまで、複数回にわたって工事計画の認可及び工事計画の変更の認可をし、被告は、平成6年3月18日付けで使用前検査

に合格した。

本件4号機について、通商産業大臣は、昭和60年3月8日付けから平成7年5月15日付けまで、複数回にわたって工事計画の認可及び工事計画の変更の認可をし、被告は、平成9年7月25日付けで使用前検査に合格した。

被告は、平成6年3月に本件3号機の営業運転を開始し、平成9年7月に本件4号機の営業運転を開始した。

(3) 原子力発電所の仕組み等（甲1）

ア 原子力発電

原子力発電所では、原子炉でウラン235等を核分裂させ、その際に生じるエネルギーを蒸気の形で取り出し、蒸気でタービンを回し、タービンにより駆動される発電機で発電を行っている。この原子力発電の仕組みは、原理的には、火力発電におけるボイラーを原子炉に置き換えたものと考えることができる。

イ 核分裂の仕組み

全ての物質は、原子から成り立っており、原子は、原子核とその周りを周囲する電子から構成されている。ウランのように重い原子核は、分裂して軽い原子核に変化しやすい傾向を有しており、原子核が中性子を吸収すると、原子核は不安定な状態となり、分裂して二つないし三つの異なる原子核に変化する。これを核分裂と呼び、核分裂が起きると大きなエネルギーが発生する。核分裂を起こす物質としては、ウラン及びプルトニウムがよく知られている。天然ウランには、核分裂しやすい性質を有するウラン235が0.7%しか含まれておらず、残りの99.3%は核分裂しにくい性質を有するウラン238である。我が国の商業用原子力発電所で使用されるウラン燃料は、ウラン235の含有率を3~5%に高めた低濃縮ウランである。

ウラン235等の原子核が中性子を吸収して核分裂すると、大きなエネルギーを発生するとともに、核分裂生成物と2～3個の速度の速い中性子（高速中性子）が生じる。この中性子の一部が他のウラン235等の原子核に吸収されて次の核分裂を起こし、連鎖的に核分裂が維持される現象を核分裂連鎖反応といい、1回のウラン235等の核分裂によって生じる中性子の一部が再度ウラン235等に吸収され、その結果1回の核分裂が起き、核分裂が安定的に継続する状態を臨界状態という。

ウラン235等の原子核が中性子を吸収して核分裂する確率は、中性子の速度が遅い場合に大きくなる。このため、核分裂を継続させるために、高速中性子の速度を、速度が遅い中性子すなわち熱中性子の速度まで減速せねばならない。原子炉では減速材が用いられる。また、核分裂連鎖反応を安定した状態に制御するためには、核分裂を起こす中性子の数を調整する必要があり、原子炉では中性子を吸収する物質である制御棒及び制御材が用いられる。

ウ 原子炉の種類

原子炉には、減速材及び冷却材の組合せによっていくつかの種類がある。このうち、減速材及び冷却材の両者の役割を果たすものとして軽水（普通の水）を用いるものを軽水型原子炉という。

軽水型原子炉を用いた原子力発電所には、大きく分けて2種類がある。一つは、原子炉の中で冷却材を沸騰させ、そこで発生した蒸気を直接タービンに送る沸騰水型原子炉（BWR）を使用する原子力発電所である。もう一つは、高圧を掛けて沸騰を抑えつつ、一次冷却材を原子炉で高温水とし、これを蒸気発生器に導き、蒸気発生器で高温水の持つ熱エネルギーを、二次冷却設備を流れている二次冷却材に伝えてこれを蒸気に変え、この蒸気をタービンに送る加圧水型原子炉（PWR）を使用する原子力発電所である。本件各号機では、いずれも加圧水型原子炉（P

WR) が使用されている。

エ 原子力発電所の安全の確保

原子力発電所は、その運転により原子炉内に放射性物質が生成され、蓄積されるため、その放射性物質が異常に漏えいするなどした場合、周辺公衆に影響を及ぼしかねないという潜在的な危険性を有している。また、原子炉が停止しても、内包する放射性物質の発熱のため、冷却手段を確保し、炉心の損傷ないし溶融を防止する必要がある。

このような原子力発電所の安全確保の観点から、被告は、本件各号機について、多重防護の考え方を取り入れている。多重防護の考え方は、①まず、異常の発生を未然に防止し、②次に、異常の拡大及び事故への進展を防止し、③さらに、放射性物質の異常な放出を防止するという三つの段階で、後続の段階の対策に期待することなく、各段階において十分な対策を講じるというものである。そして、上記②の段階においては、原子炉を確実に「止める」ことができ、上記③の段階においては、原子炉を「冷やす」こと、放射性物質を「閉じ込める」ことができる必要があるとされている。被告は、放射性物質を「閉じ込める」設計として、五重の障壁、すなわち、第1の障壁としてペレットが、第2の障壁として燃料被覆管が、第3の障壁として原子炉容器が、第4の障壁として原子炉格納容器の鋼板が、第5の障壁として原子炉格納容器の外側のコンクリート構造物があるとする。

(4) 本件各号機の概要 (乙124)

本件各号機の構造等を図示すると、別紙「原子力発電のしくみ」記載のとおりである。

本件各号機は、

- ・原子炉を中心とする一次冷却設備
- ・一次冷却設備を格納する原子炉格納容器

- ・タービンを中心とする二次冷却設備
- ・電気設備
- ・工学的安全施設
- ・使用済燃料貯蔵設備

等から構成されており、その概要は、次のとおりである。

ア 一次冷却設備

一次冷却設備は、(ア)原子炉、(イ)加圧器、(ウ)蒸気発生器、(エ)一次冷却材ポンプ及び(オ)一次冷却材管から構成されており、原子炉内で生じた熱エネルギーで一次冷却材を高温水とした上で、これを蒸気発生器に導き、蒸気発生器内において二次冷却材を蒸気にする役割を果たしている。なお、蒸気発生器内で温度が下がった一次冷却材は、再び原子炉に戻される。

(ア) 原子炉

原子炉は、①核分裂を起こして熱エネルギーを発生させる燃料集合体、②原子炉内の中性子の数を調整し、核分裂を制御する制御棒及び制御材、③核分裂で発生する熱エネルギーを外部に取り出し、かつ、核分裂によって発生する高速中性子を、核分裂を起こしやすい熱中性子の速度まで減速させるための一次冷却材及び④これらを取り囲む原子炉容器から構成される。

④の原子炉容器は、底部と上蓋が半球形となっている円筒型の容器であり、本件各号機の原子炉容器は、いずれも高さ約13m、内径約4.4mである。

①の燃料集合体は、ペレット（ウランやプルトニウムの酸化物を焼き固めたもので、直径約8mm、高さ約10mmの小さな円柱形のもの）を、長さ約4mのジルコニア合金製の燃料被覆管の中に約300個入れ、両端に端栓を溶接して密封した燃料棒を束ねたものである。本件各号機では、燃料棒を264本束ねた燃料集合体193体が炉心に装荷されて

いる。

②の制御棒は、中性子を吸収する能力を有しており、これを原子炉内の燃料集合体に出し入れすることにより中性子の数を調整し、核分裂の数を調整することで、原子炉の出力を制御する設備である。制御棒には、銀・インジウム・カドミウム合金が用いられており、燃料棒とほぼ同じ長さ、径のステンレス鋼製被覆材で被覆されている。本件各号機では、24本の制御棒を束ねて作られた制御棒クラスタが、原子炉内の特定の位置の燃料集合体に挿入又は引抜きをすることができるよう設置されており、制御棒クラスタが挿入される燃料集合体は、53体である。制御棒クラスタは、電動の駆動装置により挿入又は引抜きをすることができ、通常運転時には、ほぼ全部が引き抜かれた状態であるが、緊急時等には、自重により自動的に挿入され、速やかに原子炉を停止させる構造となっている。

原子炉容器の内部は、③の一次冷却材で満たされており、一次冷却材は、熱エネルギー伝達と中性子を減速する役割を果たしている。

中性子を吸収する性質を持つほう素（ほう酸）を②の制御材として一次冷却材に添加し、この濃度を調整することにより中性子の数を調整し、原子炉の出力制御を行っている。

(イ) 加圧器

加圧器は、一次冷却材が沸騰しないようにするために一次冷却材を高い圧力で一定に制御するための機器である。本件各号機には、それぞれ1台の加圧器が設置されている。

(ウ) 蒸気発生器

蒸気発生器は、熱交換器であり、一次冷却材と二次冷却材の境界を形成している。蒸気発生器の伝熱管内を流れている一次冷却材から、伝熱管の外側を流れている二次冷却材に熱が伝わり、二次冷却材が蒸気とな

り、タービンに導かれる。本件各号機には、それぞれ4基の蒸気発生器が設置されている。

(エ) 一次冷却材ポンプ

一次冷却材ポンプは、一次冷却材を循環させる機器であり、蒸気発生器の一次冷却材出口側に設置されている。蒸気発生器で二次冷却材に熱を伝え終えた一次冷却材は、このポンプにより再び原子炉に送られる。本件各号機には、それぞれ4基の一次冷却材ポンプが設置されている。

(オ) 一次冷却材管

一次冷却材管は、原子炉で発生した熱を蒸気発生器に運ぶための一次冷却材が通るステンレス鋼製配管であり、原子炉容器、蒸気発生器及び一次冷却材ポンプ相互を連絡し、循環ループを形成している。

イ 原子炉格納容器

原子炉格納容器は、一次冷却設備を格納する容器であり、気密性が確保されている。本件各号機の原子炉格納容器は、いずれも鋼板及びコンクリート構造物で構成されている。

ウ 二次冷却設備

二次冷却設備は、蒸気系統、タービン、復水器、主給水ポンプ、主蒸気管等から構成されており、主蒸気管を通して蒸気発生器で発生した蒸気をタービンに導き、タービンを回転させる。タービンを回転させた蒸気は、復水器において海水で冷却されて水となり、ポンプで再び二次冷却材として蒸気発生器へ送られる。

エ 電気設備

電気設備において、タービンの回転により発電機において電気が発生し、変圧器を通じて送電線に送られる。

原子力発電所内の機器を運転するのに必要な電気は、通常時においては、発電機から所内変圧器を通じて供給するが、発電機の起動又は停止時に

は、送電線（外部電源）から主変圧器、所内変圧器を通じて供給することができ、別系統の送電線（外部電源）から予備変圧器を通じて供給することもできる。発電機が停止し、かつ、外部電源が喪失した場合に備え、原子力発電所内に非常用ディーゼル発電機が設けられている。そして、原子炉等を監視、制御するために必要な機器に電気を供給する計装用電源設備に対しては、上記の機器を運転するのに必要な電気と同じく、発電機、外部電源及び非常用ディーゼル発電機から供給することができるが、これらが全て喪失した場合に備え、更に蓄電池が設けられている。

非常用ディーゼル発電機は、外部電源が完全に喪失した場合に、原子力発電所の保安を確保し、原子炉を安全に停止するために必要な電源を供給し、さらに、工学的安全施設の作動のための電源を供給することになっている。本件各号機には、各号機ごとに2台が備えられ、それぞれ独立した部屋に設けられている。

オ 工学的安全施設

工学的安全施設は、一次冷却設備及び二次冷却設備の故障等により、燃料の重大な損傷及びこれに伴う多量の放射性物質の放散の可能性がある場合に、これらを抑制又は防止するために設置されるものであり、(ア)非常用炉心冷却設備(ECCS)、(イ)原子炉格納施設、(ウ)原子炉格納容器スプレイ設備及び(エ)アニュラス空気浄化設備等から構成される。

(ア) 非常用炉心冷却設備(ECCS)

非常用炉心冷却設備(ECCS)は、高圧注入系、低圧注入系及び蓄圧注入系から構成され、一次冷却材喪失等の事故時に、原子炉を冷却するとともに、安全に停止するため、ほう酸水（中性子を吸収する物質であるほう素を溶かした水）を一次冷却設備に注入する設備である。

高圧注入系及び低圧注入系は、それぞれ高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプで構成され、事故時に、本件3号機においては燃料取替用水タン

クに貯蔵するほう酸水が、本件4号機においては燃料取替用水ピットに貯蔵するほう酸水が、一次冷却設備（原子炉）に注入される構造となっている。

蓄圧注入系は、窒素ガスで加圧されたほう酸水を蓄える蓄圧タンクが一次冷却設備と配管で接続されており、一次冷却設備の圧力が下がると自動的にほう酸水が注入される構造となっている。

(イ) 原子炉格納施設

原子炉格納施設は、原子炉格納容器とアニュラスで構成されている。原子炉格納容器は、事故時に、圧力障壁となり、かつ、放射性物質の放散に対する最終の障壁となる。アニュラスは、原子炉格納容器に設けられた配管等の貫通部等から漏えいした空気を、アニュラス空気浄化設備で処理するために設けられた密閉した空間である。

(ウ) 原子炉格納容器スプレイ設備

原子炉格納容器スプレイ設備は、格納容器スプレイポンプ及びスプレイリング等で構成されており、一次冷却材が原子炉格納容器内に放出された場合に、核分裂により生成した放射能を持つよう素（放射性よう素）を吸収する性質を持つ苛性ソーダを、本件3号機においては燃料取替用水タンクに、本件4号機においては燃料取替用水ピットにそれぞれ貯蔵するほう酸水に添加しながら、原子炉格納容器内にスプレイし、圧力を下げるとともに、空気中の放射性よう素を除去する機能を有する。

(エ) アニュラス空気浄化設備

アニュラス空気浄化設備は、一次冷却材が原子炉格納容器内に放出された場合に、環境に放出される放射性物質の濃度を減少させるための設備であり、原子炉格納容器を取り巻くアニュラス部を負圧に保つとともに、原子炉格納容器からアニュラス部に漏えいした放射性物質を含む空気を浄化、再循環し、環境に放出される放射性物質の濃度を減少させる

機能を有する。

カ 使用済燃料貯蔵設備

原子力発電所は、原子炉から使用済燃料を取り出した後、それを燃料集合体の形のままで貯蔵するための使用済燃料貯蔵設備を備える。使用済燃料貯蔵設備は、ほう酸水を満たしたステンレス鋼内張りの使用済燃料ピット、水温を保つための冷却器、ピット水中の異物を分離するためのフィルタ、溶け込んだ化学物質を吸着するための脱塩塔等から構成される浄化・冷却系設備を備えており、使用済燃料は、使用済燃料ピットに貯蔵される。使用済燃料ピットでは、貯蔵した使用済燃料の上方に、使用済燃料からの放射線を遮へいするのに十分な水深を確保している。また、必要に応じて運転員が水を補給するなどの速やかな対処ができるようにするため、水位を監視する設備が設けられ、水位が通常範囲を外れると警報が発信する構造になっている。

- (5) 玄海原子力発電所2号機における配管のひび割れ（甲60（枝番号を含む。以下、枝番号がある書証について、特に明記しない限り、同じ。）、乙33、34、46、62～69）

被告は、平成18年11月14日から玄海原子力発電所2号機について第20回定期検査を実施した。その際、化学体積制御設備の一部である余剰抽出系統を構成する配管である余剰抽出配管の超音波探傷検査を実施したところ、平成19年1月16日、欠陥を示す有意な信号指示が認められたため、外部の調査機関にて詳細調査を実施した。その結果、同月24日、同配管エルボ部の曲がり部の内面（背面）に長さが約90mm、深さが最大で約8.1mm（配管残厚さ約1.5mm）のひび割れ及びこれとほぼ直角方向に長さが約20mmのひび割れが確認された（2号機配管ひび割れ）。

上記の超音波探傷検査を実施した経緯は、被告は、保全計画では、上記の余剰抽出配管のひび割れが生じた部位が当該余剰抽出配管のうち溶接部以外

の耐圧部分であることから、同部位について漏えい検査のみの対象としていたが、他社の事故事例等を踏まえ、念のため、複数の配管について超音波探傷検査を実施し、その中で上記の余剰抽出配管の超音波探傷検査を実施したというものである。

上記余剰抽出配管は、省令62号6条（当時）の「一次冷却系統に係る施設に属する（中略）管」、同省令9条の2第1項の「使用中のクラス1機器」、技術基準規則18条1項の「使用中のクラス1機器」及び同規則19条の「一次冷却系統に係る（中略）管」にそれぞれ該当する。なお、省令62号6条、9条の2（当時）は、それぞれ技術基準規則19条、18条に相当する。

上記余剰抽出配管は、外径60.5mm（公称値）であり、また、肉厚は8.7mm（公称値）、必要最小肉厚は5mmであったところ、上記のとおり、同配管エルボ部の内面に深さが最大で約8.1mm（配管残厚さ約1.5mm）のひび割れがあったことは、省令62号9条の2第1項（当時）（使用中のクラス1機器（中略）には、その破壊を引き起こすき裂その他の欠陥があつてはならない。）で定める技術基準に適合しないものであった。

2号機配管ひび割れの発生原因は、余剰抽出配管エルボ部の曲がり部にキャビティフロー（液体の混合部において、高温の主管流れに誘起され、低温の閉塞分岐管内に高温水が渦の形態をもって流入する流れ）の先端が存在しているところ、平成13年に実施した蒸気発生器取替え前において、短周期かつ大きな温度変動の条件下で、原子炉の運転に伴い発生する局部的な温度変動による繰返し応力が疲労限を超え、疲労亀裂が発生し、その後、これが進展したと推定された。

被告は、2号機配管ひび割れに対する対策として、一次冷却材配管管台との接続部から余剰抽出配管エルボ部を含む下流側配管の一部を取り替え、キャビティフローの先端が余剰抽出配管の水平部に位置するように設計を変

更し、これに応じた工事を実施した。

被告は、平成19年2月、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則19条の17（当時）に基づき、経済産業大臣に2号機配管ひび割れについて報告した。また、上記工事の実施等に当たり、同月16日、電気事業法（当時）に基づき、経済産業大臣に対し、工事計画の認可（同法47条1項）の申請をし、同年3月12日、同認可を受け、同月19日、同法に基づき、経済産業大臣に対し、使用前検査（同法49条1項）の申請をし、同年4月19日、同検査に合格した。そして、玄海原子力発電所2号機は、第20回定期検査が終了し、同年5月16日、経済産業大臣から同定期検査が終了したと認められ、通常運転に復帰した。

本件に関する省令62号（当時）、技術基準規則及び技術基準規則解釈の定めのうち主なものは、別紙「関係省令及び関係規則等の定め」第1、第2の1及び第3の1記載のとおりである。

(6) 福島第一原発事故後の法整備

ア 福島第一原発事故の発生（甲30、37）

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、福島第一原発において、同地震及びこれに伴う津波に起因する事故（福島第一原発事故）が発生した。福島第一原発事故では、福島第一原発1号機から3号機までが炉心損傷・溶融に至るなどし、大量の放射性物質が環境中に放出された。

原子力安全・保安院は、福島第一原発事故について、国際原子力事象評価尺度で「レベル7」に相当すると暫定評価した。また、福島第一原発事故で大気中に放出された放射性物質の量について、原子力安全・保安院は77万テラベクレルと推定し、原子力安全委員会は63万テラベクレルと推定した。

イ 原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）の成立等

福島第一原発事故を契機として、平成24年6月27日、原子力規制委員会設置法が成立した。同法は、原子力規制委員会の設置等に関する新たな法規の定立をするとともに、附則において原子炉等規制法等の一部改正をするものである。

(ア) 原子力規制委員会設置法（既存の法律の一部改正に係る部分を除く。）
の概要

原子力規制委員会設置法は、福島第一原発事故を契機に明らかとなつた原子力利用に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする（1条）。同法は、規制と利用の分離の観点から、原子力規制委員会を、経済産業省及び文部科学省等ではなく、環境省の外局として設置し（2条），かつて経済産業省及び文部科学省等において所掌されていた原子力利用における安全の確保に係る事務を、原子力規制委員会に一元的に担わせている（3条、4条1項）。また、原子力規制委員会の委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行うとし（1条、5条），その独立性や中立性を担保するため、国家行政組織法3条2項の規定に基づき、いわゆる3条委員会として、原子力規制委員会を設置するとする（2条）。また、原子力規制委員会を、委員長及び委員4人をもって組織する合議制の機関とし（6

条、10条），委員長及び委員は、人格が高潔であって、原子力利用における安全の確保に関する専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するとする（7条1項）。さらに、原子力規制委員会に、原子力規制委員会の指示があった場合に原子炉に係る安全性に関する事項を調査審議する原子炉安全専門審査会等の審議会等を置き、その審査委員は、学識経験のある者のうちから、原子力規制委員会が任命する（13条から15条まで）ほか、原子力規制委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、原子力規制委員会規則を制定することができるとする（26条）。そして、原子力規制委員会の事務局として原子力規制庁を置く（27条）。

原子力規制委員会は、平成24年9月19日、原子力規制委員会設置法2条により、国家行政組織法3条2項に基づいて環境省の外局として設置された。

なお、原子力規制委員会の設置に伴い、原子力安全委員会及び原子力安全・保安院は廃止された。

(イ) 原子炉等規制法の一部改正（原子力規制委員会設置法附則15条から18条まで）の概要

目的規定について、①核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が計画的に行われることを確保することが削られ、②防止する災害について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害とされていたのを、原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることとの他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害と改められ、原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることの防止を同法の

目的に含むこととされ、③必要な規制について、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定したものにすることとし、④究極的な目的として、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することが加えられた（1条）。

経済産業省及び文部科学省等が所管していた原子力利用の安全の確保のための規制及び国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制について、原子力規制委員会が一元的に行うものとされた。

重大事故対策が強化され、発電用原子炉の設置の許可の基準の一つである発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力に、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力が含まれることとされる（43条の3の6第1項3号）など、いわゆるアクシデントマネジメント能力についても、原子力規制委員会で審査することとなり、また、発電用原子炉設置者が講じるべき保安のための必要な措置に重大事故が生じた場合における措置に関する事項が含まれるとされた（43条の3の22第1項）。

新たな科学的・技術的知見が得られたことにより発電用原子炉の設置の許可の基準が変更され、既に許可を受けている発電用原子炉施設が新たな基準に適合しなくなった場合や、許可の基準は変更されていないものの発電用原子炉施設が同基準に適合しなくなった場合等において、原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者に対し、発電用原子炉施設の使用の停止等の保安のために必要な措置を命ずること（バックフィット命令）ができるとされた（43条の3の23）。これは、バックフィット命令を行う権限を原子力規制委員会に与え、発電用原子炉設置者の基準適合義務の履行を確保することを目的とする制度（バックフィット制度）である。

発電用原子炉を運転することができる期間を、原則として、最初に使用前検査に合格した日から起算して40年とするとされた（43条の3の32）。

以上のほか、加工施設等について重大事故対策の強化やバックフィット制度の導入がされ、原子力事業者等が核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害の防止に関し必要な措置を講ずる責務を有することが明確化され、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害が発生した原子力施設について、当該施設の状況に応じた適切な方法による管理を行い、原子力利用の安全を確保するための規制が導入され、発電用原子炉施設に対する原子力安全規制体系の整理が行われ、発電用原子炉設置者等が、発電用原子炉施設等の安全性について自ら評価し、その結果等を原子力規制委員会に届け出た上、評価の結果等について公表する制度が導入されるなどした。

なお、上記の原子炉等規制法の一部改正は、その施行の時期に応じ、原子力規制委員会設置法附則15条から18条までの4条に分けて行われた。

一方、上記改正後の原子炉等規制法においても、分野別規制及び段階的規制の体系の採用は維持された。分野別規制の体系は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用について、各種分野に区分し、分野ごとに規制を行うというものであり、段階的規制の体系は、発電用原子炉施設についていえば、発電用原子炉施設の設計から運転に至るまでの過程を段階的に区分し、それぞれの段階に対応した許認可等の規制を行うというものである。

ウ 改正後の原子炉等規制法の規定及び新規制基準の策定等（甲75、89、98、乙39、40、59、174）

前記イ(イ)の改正後の原子炉等規制法（以下、特に明記しない限り、同改



正後の原子炉等規制法を、単に「原子炉等規制法」という。)は、発電用原子炉設置者すなわち43条の3の5第1項の許可(発電用原子炉設置許可)を受けた者は、同条2項2号から5号まで又は8号から10号までに掲げる事項を変更しようとするときは、原子力規制委員会の許可(発電用原子炉設置変更許可)を受けなければならないとし(43条の3の8第1項)，原子力規制委員会は、同許可の申請が43条の3の6第1項各号に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならないとし(43条の3の8第2項，43条の3の6第1項)，43条の3の6第1項所定の許可基準のうち，4号は、発電用原子炉施設(発電用原子炉及びその附属施設をいう(43条の3の5第2項5号))の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであることを求めている。原子力規制委員会は、この原子力規制委員会規則として実用発電用原子炉については設置許可基準規則を制定し、これとともに内規である設置許可基準規則解釈を制定した。

また、同法は、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならないとする(43条の3の14本文)。原子力規制委員会は、この原子力規制委員会規則として技術基準規則を制定し、これとともに内規である技術基準規則解釈を制定した。

上記に加え、原子力規制委員会は、内規である①地質審査ガイド、②地震動審査ガイド及び③火山ガイドを制定した。①地質審査ガイドは、発電用軽水型原子炉施設の設置許可段階の審査において、審査官等が設置許可基準規則及び設置許可基準規則解釈の趣旨を十分踏まえ、基準地震動及び基準津波の策定並びに地盤の安定性評価等に必要な調査及びその

評価の妥当性を厳格に確認するために活用することを目的とするものである。②地震動審査ガイドは、発電用軽水型原子炉施設の設置許可段階の耐震設計方針に関わる審査において、審査官等が設置許可基準規則及び設置許可基準規則解釈の趣旨を十分踏まえ、基準地震動の妥当性を厳格に確認するために活用することを目的とするものである。③火山ガイドは、原子力発電所への火山影響を適切に評価するため、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出、抽出された火山の火山活動に関する個別評価、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山事象の抽出及びその影響評価のための方法と確認事項を取りまとめたものである。

前記イの原子炉等規制法等の改正等に伴い、上記のものを含め、原子力規制委員会規則及び内規等が制定又は改正されており、このように制定又は改正された規制基準を総称して「新規制基準」と呼ばれることがある。

新規制基準のうち本件に關係する技術基準規則、設置許可基準規則、技術基準規則解釈、設置許可基準規則解釈、地震動審査ガイド及び火山ガイドの主な定めは、別紙「関係省令及び関係規則等の定め」第2及び第3記載のとおりである。

(7) 本件各号機の福島第一原発事故後の手続及び運転の再開等（乙11，12，86，99，125～145，149～163，252）

ア 福島第一原発事故前後の本件各号機の運転状況

被告は、平成22年11月22日付けで経済産業大臣に対し本件3号機の定期検査を受けたい旨申請し、同年12月、本件3号機について第13回定期検査のため運転を停止した。そのため、本件3号機は、福島第一原発事故の発生時において、運転停止中であった。

被告は、福島第一原発事故後の平成23年11月24日付けで経済産業大臣に対し本件4号機の定期検査を受けたい旨申請し、同年12月、本

件4号機について第11回定期検査のため運転を停止した。

イ 福島第一原発事故後の安全対策の実施

福島第一原発事故を踏まえ、経済産業大臣は、平成23年3月30日、被告を含む電気事業者等に対し、原子力発電所について緊急安全対策の実施及びその報告を指示し、被告は、同年4月、経済産業大臣に対し、玄海原子力発電所等における緊急安全対策の実施に係る報告書を提出した。経済産業大臣は、同年6月7日、被告を含む電気事業者等に対し、各電気事業者等において緊急安全対策が適切に実施されていることを確認して炉心損傷等の発生防止に必要な安全性は確保されていると判断した旨通知するとともに、原子力発電所におけるシビアアクシデントへの対応に関する措置の実施及びその報告を指示し、これを受け、被告を含む各電気事業者等は、同月14日、上記措置の実施状況に係る報告をした。原子力安全・保安院は、各電気事業者等から報告のあったシビアアクシデントへの対応に関する措置が適切に実施されていると評価した。また、原子力安全・保安院は、同年7月22日、被告に対し、発電用原子炉施設の安全性に関する総合評価の実施及びその報告を指示し、被告は、本件各号機について発電用原子炉施設の安全性に関する総合評価（一次評価）を実施し、原子力安全・保安院に対し、平成24年5月10日に本件4号機について、同月25日に本件3号機について、それぞれ上記総合評価（一次評価）の結果についての報告書を提出した。

ウ 通常運転の再開

原子力規制委員会は、平成25年3月、新規制基準を満たしていない原子力発電所について運転再開の前提条件を満たしていないと判断する旨、新規制基準の適合性について、ハード・ソフトを一体的に確認することが合理的であることから、事業者に設置変更許可、工事計画認可及び保安規定認可といった関連する申請を同時期に提出させ、並行して審査を

実施する旨の方針を示した。そして、平成24年法律第47号による改正後の原子炉等規制法（一部）が平成25年7月8日から施行された。

被告は、同月12日、原子力規制委員会に対し、原子炉等規制法に基づき、本件各号機に係る発電用原子炉設置変更許可の申請（本件申請）、工事計画認可の申請及び保安規定変更認可の申請をした。

原子力規制委員会は、平成29年1月18日、本件各号機に係る発電用原子炉設置変更許可（原子炉等規制法43条の3の8第1項に基づく許可）（本件処分）をし、同年8月25日、本件3号機に係る工事計画認可（原子炉等規制法43条の3の9第1項に基づく認可）をし、同年9月14日、本件4号機に係る工事計画認可（原子炉等規制法43条の3の9第1項に基づく認可）及び本件各号機に係る保安規定変更認可（原子炉等規制法43条の3の24第1項に基づく認可）をした。

被告は、本件3号機について、同年8月28日、使用前検査の申請をし、平成30年5月16日、使用前検査に合格する（電気事業法49条1項及び原子炉等規制法43条の3の11第1項に基づく使用前検査の合格）とともに、施設定期検査を終了した（原子炉等規制法43条の3の15に基づく施設定期検査の終了）と認められ、通常運転を再開した。また、被告は、本件4号機について、平成29年9月15日、使用前検査の申請をし、平成30年7月19日、使用前検査に合格する（電気事業法49条1項及び原子炉等規制法43条の3の11第1項に基づく使用前検査の合格）とともに、施設定期検査を終了した（原子炉等規制法43条の3の15に基づく施設定期検査の終了）と認められ、通常運転を再開した。

2 争点及びこれに関する当事者の主張

- (1) 本件各号機に係る基準地震動の策定等の不合理性の有無
(原告らの主張)

次のア～エのとおり、本件各号機の耐震重要施設について策定された基準地震動は、過小評価されたものであって、設置許可基準規則4条3項に違反しているし、次のオのとおり、2016年熊本地震が提起した地震動評価の問題も未検討であるから、本件各号機の運転は認められない。

ア 被告の基準地震動の策定の問題点

被告は、基準地震動の策定に当たり、本件各号機について、断層モデルでは、竹木場断層が最大加速度524ガル（基準地震動Ss-3）をもたらすとし、その地震動の策定では、まず、断層面積から「入倉・三宅式」によって地震モーメントを算出し、次に、その地震モーメントから「壇ほか式」を用いて短周期レベルを算出している。なお、地震モーメントは地下の震源の規模を表す概念であり、短周期レベルは地表面（岩盤）における地震動に関する概念であって最大加速度に比例している。

しかし、次のイのとおり、地震モーメントを算出する際は「入倉・三宅式」でなく「武村式」を用いるべきであり、次のウのとおり、地震モーメントを算出する際にばらつきが考慮されておらず、次のエのとおり、短周期レベルを算出する際は「壇ほか式」でなく「片岡ほか式」を用いるべきであるから、被告による上記の算出結果は不合理である。「武村式」と「片岡ほか式」を用いれば、竹木場断層については、最大加速度が2273ガルとなり、本件各号機は、この地震動に耐えられる耐震性を有していない。

イ 「入倉・三宅式」ではなく「武村式」を用いるべきであること

(ア) 被告が津波評価に当たり「武村式」を用いていること

被告は、本件申請において、津波評価に当たっては、津波を起こす地震動評価に「武村式」を適用している。基準地震動の評価は、津波評価の場合と同様、「武村式」を用いて評価すべきである。

(イ) 「武村式」が適切なデータを用いていること

（略）

「入倉・三宅式」のデータは世界中の強震動から得られたものであり、日本の地震は1948年福井地震しか含まれていない。これに対し、

「武村式」のデータは全て日本国内だけから集められたものである。日本の地震は、世界的にみたばらつきの中で最も大きい地震動を起こす位置にあり、それを反映した「武村式」は、日本の地震の地域的特性を表しているといえる。

(ウ) 「入倉・三宅式」を用いると過小評価になること

元原子力規制委員会委員長代理の島崎邦彦は、委員を退いた後の平成27年の地震関係の複数の学会において、「入倉・三宅式」は過小評価をもたらすと発表している。また、2016年熊本地震を受け、岩波「科学」2016年7月号において、「（「入倉・三宅式」を用いた場合）‘震源の大きさ’（地震モーメント）が $1/3.5$ 程度の大きさに過小評価されている。日本列島の垂直、あるいは垂直に近い断層で発生する大地震の‘震源の大きさ’（地震モーメント）の推定には、入倉・三宅式を用いてはならない。」「この式を津波や強い揺れの推定に用いれば、「想定外」の災害や事故が繰り返される恐れがある。」と、より明確な主張を展開した提言をしている。2016年熊本地震について、地震発生層の厚みを14km、傾斜角を60度とする島崎邦彦の想定を基に、「入倉・三宅式」と「武村式」で地震モーメントを算出すると、「入倉・三宅式」による算定結果は実測値の $1/3.4$ の過小評価となる一方、「武村式」による算定結果は実測値と整合的である。

また、上記の島崎邦彦の提言を受け、原子力規制庁が、関西電力株式会社大飯発電所について、震源断層モデルを変えずに「武村式」を用いると、「入倉・三宅式」を用いた場合に比べて、地震モーメントは3.49倍、短周期レベルは1.51倍（後に1.52倍に修正）となり、「入倉・三宅式」の過小評価が明らかになった。

入倉孝次郎は、島崎邦彦による2016年熊本地震の断層想定が誤っており、震源インバージョンで求めた不均一な断層モデルを用いるべきであるとしている。しかし、インバージョン解析を行えば、決まった結果が得られるというほど単純ではなく、最初に想定する断層面を大きく取れば、「入倉・三宅式」に近い結果を導くことは容易にできる。また、入倉ほか(2014)では、実際には、Somervilleほか規範によるトリミングがほとんどできていない。そして、1948年福井地震に係る「入倉・三宅式」による評価値は、実測値の1/4.2しかない。したがって、震源インバージョンの持つ不確定性の処理が明確にならない限り、2016年熊本地震の解析結果の状況や、上記の島崎邦彦の提言を尊重し、安全側の立場に立って基準地震動を見直すべきである。

しかも、「入倉・三宅式」のデータセット53個のうち震源インバージョンに基づくものは12個(22.6%)にすぎず、「入倉・三宅式」そのものを震源インバージョンによる経験式ということはできない。また、「入倉・三宅式」を検証する場合、震源インバージョンによるデータの場合とそうでないデータの場合とでは、区別して検証する必要がある。

「武村式」を用いて適正に地震規模を推定すれば、 $S_s - 3$ の最大加速度は、 880 cm/s^2 (880 ガル) となる。

(エ) 被告の主張に対し

「武村式」は、断層面積 S と地震モーメント M_0 の関係式で地震規模が大きい場合のもの($\log S (\text{km}^2) = 1/210g M_0 (\text{dyne} \cdot \text{cm}) - 10.71$)であるから、「武村式」は断層長さ L を不当に小さく評価している旨の被告の主張は的外れである。「武村式」には、断層長さ L と地震モーメント M_0 の関係式と、断層面積 S と地震モーメント M_0 の関係式の二つの式があり、後者の関係式は、前者の関係式に $L = S/1$

3を代入して得られた式であるが、武村（1998）のデータ集には断層面積Sの値も含まれているので、断層面積Sと地震モーメントM₀の関係式を直接導くことができ、その結果は、上記の断層長さLを触媒にして得られた断層面積Sと地震モーメントM₀の関係式と完全に一致する。

「入倉・三宅式」が前提とするインバージョン解析は、最初に想定する断層面の想定の仕方の基準が明らかでないし、また、インバージョン解析において行われる、断層面の端の小断層の列又は行を取り出してその平均すべり量を計算し、その値が断層面全体の平均すべり量の0.3倍未満であれば、その列または行を削除するというトリミング（Somervilleほか規範）は、0.3倍未満とする理由が分からぬなど、様々な面で不確定性がある。

被告は、「入倉・三宅式」について、入倉ほか（2014）において、国内で発生した最新の18個の内陸地殻内地震に関する震源インバージョン結果との整合性が論文において確認された合理的なものであると主張する。しかし、これらの地震のうち、「入倉・三宅式」の適用範囲である $M_0 > 7.5 \times 10^8 \text{ Nm}$ を満たす13地震について、すべり量の読み取りが可能な11論文では、いずれも Somerville ほか規範によるトリミングができないものであり、これらの論文で示された破壊域（断層面積）は、上記のトリミングをしたものではなく、研究者の仮定にすぎず、これを用いて「入倉・三宅式」を検証しても何の意味もない。

被告は、入倉ほか（2014）において、「武村式」に用いられた地震データについて、既往の震源インバージョン解析結果によるデータが「入倉・三宅式」と整合的であることが確認されていると主張する。しかし、これは10個の地震データのうち6個を震源インバージョン解析で見直したとするものであるが、6個のうち Somerville ほか規範によ

るトリミングをしたものは2個だけであり、トリミングがされていない残りの4個は過大に評価された可能性がある。そして、この6個のうち面積の記載がある5個が「武村式」の基となった10個の地震データの中で入れ替わったとしても、当該データは、基本的には「武村式」の位置にとどまっており、震源インバージョン解析結果によるデータが「入倉・三宅式」と整合的であるとは到底いえない。また、「武村式」を導き出すのに用いたデータを修正したデータについては、入倉ほか（2014）自体において、破壊面積の評価がされていないことが指摘されており、上記の修正データの信頼性は乏しいなどし、「武村式」を否定する根拠に乏しい。

また、強震動予測レシピは、観測記録と整合しているとはいはず、解として導かれたすべり量には相当な不確かさがある。強震動予測レシピを使用すると、前記の原子力規制庁による関西電力株式会社大飯発電所に係る試算においても、1948年福井地震の地震モーメントの実測値を基にした場合も、アスペリティ面積が断層面積を超えるという矛盾が生じるのであって、強震動予測レシピはこのような矛盾が生じる原因を含んでいる。

さらに、被告は、本件各号機の敷地周辺の地域的な特性に照らしても、「入倉・三宅式」を含む強震動予測レシピを地震動評価に用いることが妥当であることが確認されたと主張するが、実際には、観測記録を相当に大きく上回っている周期の領域があることが確認できる。

ウ ばらつきを考慮していないこと

(ア) ばらつきの考慮の仕方について

地震動審査ガイドI. 3. 2. 3 (2) は、「震源モデルの長さ又は面積、あるいは1回の活動による変位量と地震規模を関連づける経験式を用いて地震規模を設定する場合には、経験式の適用範囲が十分に検討

されていることを確認する。その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されてい る必要がある。」と規定している。

上記規定は、経験式を用いて地震規模を設定する場合、経験式が平均 値であることを踏まえて、起き得る地震の規模について、ばらつきを考 慮せよというものである。なお、ここでいうばらつきは、平均値からの ばらつきであり、乖離といつてもよい。

「経験式が有するばらつきも考慮」するためには、ばらつき点と平均 値との乖離の平均値（標準偏差）を出して、これを考慮することも一つ の方法であるが、それでも過小評価となる可能性があるので、地震動 データのうち最も安全な数値となる点をとって耐震安全基準とすべきで ある。

(イ) 「武村式」を用いた場合のばらつきの考慮

断層面積 S を固定した上で、「武村式」を用い、ばらつきを考慮して、 最大加速度を算定すると、「入倉・三宅式」を用いた場合の 1.1.5 倍 となる。本件申請では、最大加速度を与える短周期レベルの算定に「壇 ほか式」が用いられ、短周期レベルが地震モーメントの $1/3$ 乗に比例 しているから、最大加速度は、1.1.5 倍の $1/3$ 乗で 2.26 倍となる。 本件申請における震源を特定した断層モデルでの最大加速度は 5.24 ガルであるから、「武村式」を用いた場合の最大加速度は 2.26 倍の 1.184 ガルとなり、本件各号機の耐震重要施設は、設置許可基準規則 4 条 3 項に定める耐震性を有していないこととなる。

(ウ) 被告がばらつきを考慮していないこと

被告は、経験式に上記のばらつきがあることを踏まえ、評価対象地域 における地震の地域的な特性を十分に考慮した上で、基準地震動が過小 とならないように多方面に安全側に評価を行ったと主張する。

しかし、被告は、「不確かさ」を考慮しているが、「ばらつき」については一切考慮しておらず、地震動審査ガイドが求める「経験式が有するばらつき」の考慮を怠っている。

エ 「壇ほか式」ではなく「片岡ほか式」を用いるべきであること

本件各号機に係る断層モデルにおいて、地震モーメントから地表面（岩盤）における地震動を示す短周期レベル（最大加速度に比例）を算出するに当たって、短周期レベルは地震モーメントの $1/3$ 乗に比例するという「壇ほか式」が用いられている。

壇ほか（2001）の3乗根説は、主に北米大陸北西部の地震データを用いている。そして、関係式の傾きを $1/3$ に仮定している。すなわち、 $M_0^{1/3}$ の形で仮定して、残りの一つのパラメータを最小二乗法で決めている。他方、片岡ほか（2006）は、日本の内陸地震について、地震モーメントと短周期レベルのデータを基に、 $M_0^{1/3}$ のスケーリングを仮定せずに何乗根かも含めて最小二乗法でパラメータを決めているところ、ほぼ $1/2$ 乗に比例するという結果が得られた。

また、前記の原子力規制庁の試算は、関西電力株式会社大飯発電所の場合に、「入倉・三宅式」の代わりに「武村式」を用いると、アスペリティ面積が断層面積より著しく大きくなるという矛盾が生じることを示したが、「壇ほか式」ではなく「片岡ほか式」を用いると、そのような矛盾は生じない。前記の1948年福井地震の実測値を基に強震動予測レシピを適用した場合の矛盾も、「壇ほか式」ではなく「片岡ほか式」を用いれば生じない。強震動予測レシピが含む矛盾の根源は「壇ほか式」にある。

以上によれば、基準地震動の評価において、「壇ほか式」を用いると、地震動が過小評価されるので、「壇ほか式」ではなく「片岡ほか式」で評価すべきである。

本件申請において、竹木場断層がもたらす最大加速度は、「入倉・三宅式」と「壇ほか式」を用いて 524 ガルと計算されているが、「武村式」と「片岡ほか式」を用いれば、4.337 倍の 2273 ガルになる。

オ 2016 年熊本地震が新たに提起した地震動評価の問題が未検討であること

2016 年熊本地震では、震度 7 の地震が間を置かずに 2 回起り、震度 4 以上の地震は 10 回を超えている。このような様な地震が本件各号機の近傍で起こった場合、1 回目の地震で塑性変形を起こした設備が 2 回目の地震に耐えきれず破損するという問題や、繰り返しの地震動による配管等の疲労が震動の数に応じて累積していき、ついには疲労限度を超えるという問題があるにもかかわらず、これらの問題が未検討である。

また、現行の避難計画では、原子力施設から 30 km 圏内は、屋内退避することになっているが、繰り返し地震があれば、屋内退避が成り立たず、避難計画は抜本的に再検討される必要がある。

(被告の主張)

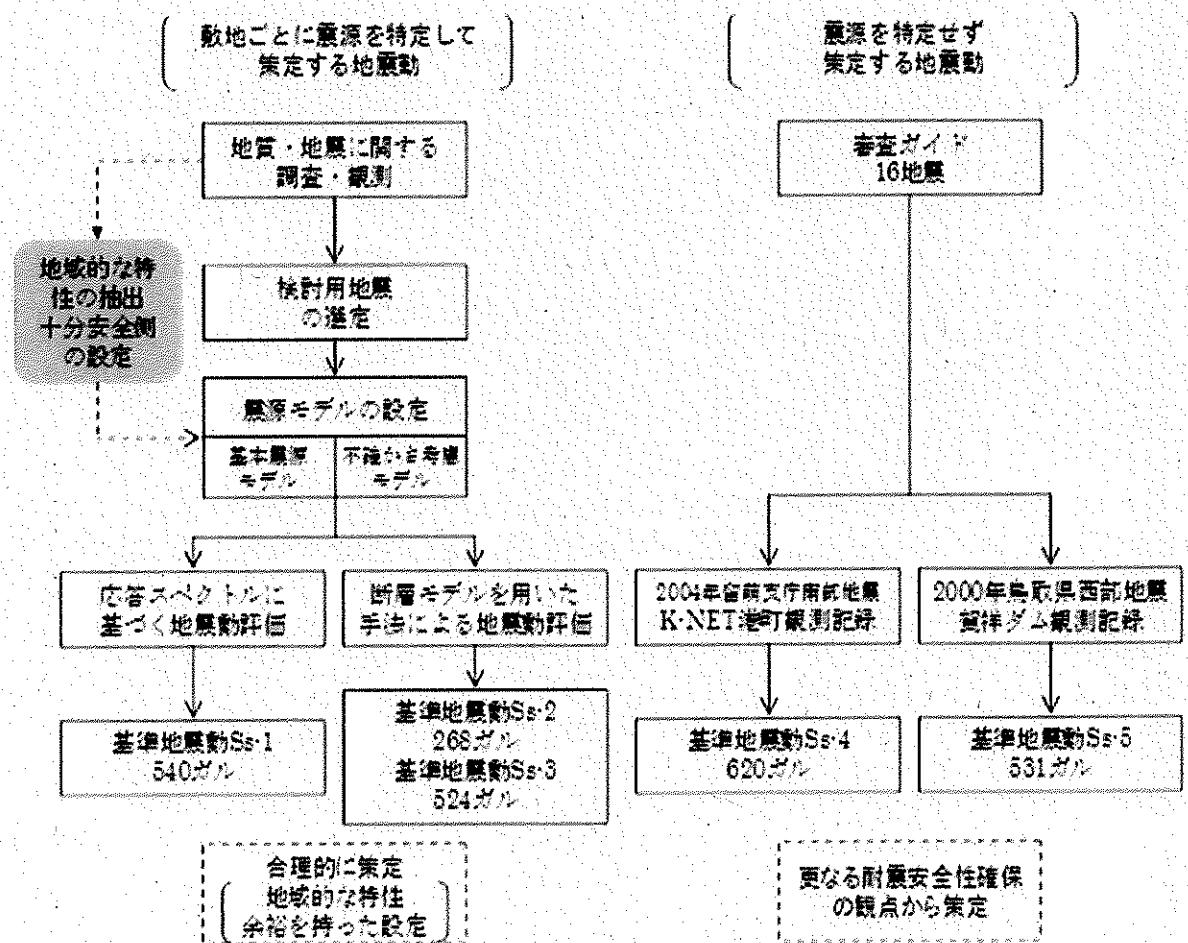
ア 本件各号機に係る基準地震動 S s の策定及びその妥当性

本件各号機に係る基準地震動は、詳細な調査等に基づき地域的な特性を把握した上で、最新の知見を反映した強震動予測レシピに従い、不確さを考慮し、安全側の評価を行って策定された合理的なものであり、本件各号機の耐震安全性は確保されている。

基準地震動を評価するに当たっての被告の基本的な考え方は、強震動予測レシピ等の汎用的に用いることができるよう標準化された評価手法を基に、調査や観測事実等から得られる地域的な特性を安全側に配慮するというものであり、地震動審査ガイドが定める評価手法における考え方と同じである。被告は、次の図（基準地震動 S s の策定フロー）に従

い、詳細な調査・観測結果に基づき地域的な特性（震源特性、伝播経路特性及びサイト特性）を把握した上で十分に余裕を持って策定する「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」を評価して基準地震動を策定した。

図 基準地震動 S_s の策定フロー



(ア) 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動

被告は、地質・地震に関する詳細な調査・観測結果を踏まえ、本件各号機の敷地に大きな影響を与えると予想される地震（検討用地震）を複数選定し、それぞれ震源モデル（「基本震源モデル」及び「不確かさ考慮モデル」）の設定を行った。震源モデルの設定に当たっては、詳細な

調査・観測結果に基づき把握した地域的な特性を反映させ、安全側となるような設定を行っている。その上で、応答スペクトルに基づく地震動評価及び断層モデルを用いた手法による地震動評価による地震動を考慮した上で、次のa～fのとおり、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動を策定した。

なお、後記のとおり合理性を有する「入倉・三宅式」及び「壇ほか式」を評価体系に含む強震動予測レシピは、断層モデルを用いた手法による地震動評価を行う際の震源断層のパラメータ設定（震源の各種パラメータの設定）の際に用いられる代表的な手法であり、地震動審査ガイドに例示されている。

a 地域的な特性の把握

本件各号機に係る基準地震動 S_s の策定に当たり、敷地周辺で発生する地震の地域的な特性（震源特性、伝播経路特性及びサイト特性）を把握するため、地震調査、地質調査、地下構造調査及び地震観測を実施した。その検討を踏まえ、被告が把握した敷地周辺の地域的な特性は、次のとおりである。

【震源特性】

- ①敷地周辺で発生する地震のうち敷地に大きな影響を与える地震は「内陸地殻内地震」である。
- ②海側のプレートに起因するプレート間地震及び海洋プレート内地震は、敷地から海側のプレートまでの距離が200km程度以上離れており、敷地に大きな影響を与えることはない。
- ③敷地周辺で発生する内陸地殻内地震は、逆断層型よりも揺れの大きさが小さい横ずれ断層型が多い。
- ④敷地周辺は、ひずみがほとんど確認されず、逆断層型の地震が起こりやすい「ひずみ集中帯」には位置していない。

⑤敷地及び敷地から半径 5 km の範囲に活断層はない。

【伝播経路特性及びサイト特性】

①基盤（硬い岩盤）がある程度の広がりをもって比較的浅所に分布しているため、敷地は揺れ難い。

②敷地における揺れは、地震動の到来方向又は周期帯によって特異な増幅はみられない。

【敷地の観測記録の傾向】

敷地周辺で発生する地震による揺れは「関東・東北地方の過去の地震動の平均像」(Noda et al. (2002)) に比べて小さい。

b 検討用地震の選定

2005年福岡県西方沖地震、1700年壱岐・対馬の地震及び敷地周辺の主な活断層による地震の18地震全てを Noda et al. (2002) の方法により応答スペクトルを算定してこれらを比較し、応答スペクトルの大小関係から、全周期帯において敷地に及ぼす影響が大きい「竹木場断層による地震」及び「城山南断層による地震」の二つを検討用地震として選定した。

c 検討用地震の地震動評価における震源モデルの設定

【基本震源モデル】

二つの検討用地震について、前記 a のとおり十分に把握された地域的な特性を踏まえ、基本震源モデルを十分安全側に構築した。基本震源モデルのパラメータは、強震動予測レシピに基づき設定した（地震モーメント M_0 は断層面積から「入倉・三宅式」に基づき設定し、短周期レベル A は「壇ほか式」に基づき設定した。）。被告は、強震動予測レシピ（「入倉・三宅式」及び「壇ほか式」を含む。）に基づいて、主な断層パラメータを設定し、震源モデルを構築し、経験的グリーン関数法による地震動評価を実施した結果、2005年福岡県西

方沖地震で得られた本件各号機の敷地の観測記録をよく再現できた。

このことは、強震動予測レシピが本件各号機の敷地周辺を含む北部九州地域に適合することを意味する。そして、本件各号機に係る基準地震動の策定に当たっては、二つの検討用地震がいずれも断層幅が飽和した地震を想定しており、「入倉・三宅式」の適用範囲内であることを確認している。

また、基本震源モデルを、次のとおり十分安全側に設定した。

- ① 「断層長さ」については、調査により、活断層の存在の可能性が否定できない箇所まで「延ばす」ことにより長くなるように評価し、また、孤立した長さの短い竹木場断層（約5km）については、震源幅と同じ断層長さ（約17km）まで拡がるものとして、より長く「断層長さ」を設定した。
- ② 「断層幅」については、二つの検討用地震で想定される断層幅は、2005年福岡県西方沖地震震源と比べて小さい傾向にあるが、安全側評価となるように同地震に合わせて大きく設定した。
- ③ 「断層傾斜角」については、北部九州地域では、東西圧縮の応力場により、横ずれ主体の活断層が分布していること等を踏まえ、強震動予測レシピに基づき、断層傾斜角を鉛直（90度）に設定したところ、竹木場断層については、本件各号機から最も近くに位置し、地質調査結果により、断層露頭では傾斜の傾向がみられること等を踏まえ、安全側に敷地への影響の度合いが大きくなるように西側傾斜（80度）と設定した。
- ④ 「アスペリティ位置」については、調査により活断層の存在の可能性を認定した範囲で、敷地に最も近い位置に設定した。
- ⑤ 「破壊開始点」については、巨視的断層面（断層面全体）下端で、本件各号機の敷地に破壊が向かうように設定した。

【不確かさ考慮モデル】

基準地震動の策定過程において、不確かさが存在することを念頭に置き、前記 a の調査結果及び地震観測記録に基づく分析等によても、十分に把握し切れないものについては、不確かさとして考慮し、不確かさを考慮した震源モデル（不確かさ考慮モデル）を構築した。

不確かさを考慮するパラメータは、前記 a の調査結果及び地震観測記録の分析から考慮する必要がないと判断したパラメータを除き、①断層長さ及び震源断層の拡がり、②断層傾斜角、③応力降下量、④アスペリティの位置及び⑤破壊開始点の五つとした。このうち、①から③までは、地震発生前におおよそ把握できるものであるため、それぞれ独立して考慮し、④及び⑤は、地震発生前に把握が困難なものであるため、重畳させて考慮した。そして、①については、Stirling et al. (2002) による知見を踏まえ、断層長さを 20 km とし、地表トレースを含む範囲内で敷地に近づく方向に震源断層面を設定した。②については、強震動予測レシピ等を参考として 60 度（敷地側に傾斜）と設定した。③については、2007 年新潟県中越沖地震の知見を踏まえ、短周期レベル A に関する既往の経験式の 1.5 倍相当の値を設定した。④については、敷地に近い位置に設定した。⑤については、破壊が敷地に向かうような位置に複数設定した。

d 応答スペクトルに基づく地震動評価

応答スペクトルに基づく地震動評価では、関東・東北地方の平均像を導き出す手法である Noda et al. (2002) による方法を用いて評価した。前記 a のとおり、観測記録によれば、本件各号機の敷地周辺について、関東・東北地方の過去の地震動の平均像より小さな揺れとなる地域的な特性が確認されているが、地震動評価がより安全側となるべく、実際の観測記録を上回る関東・東北地方の平均像を応答スペク

トルに基づく地震動評価による地震動とした。

e 断層モデルを用いた手法による地震動評価

基本震源モデルを基に、伝播経路特性やサイト特性を精度良く反映できる経験的グリーン関数法及び経験的グリーン関数法と理論的手法によるハイブリッド合成法を用いて精緻な評価を行い、本件各号機の敷地周辺の地域的な特性を反映した地震動を、断層モデルを用いた手法による地震動評価による地震動とした。その際、経験的グリーン関数法で用いる要素地震は、敷地までの地震波の伝わり方の地域的な特性が反映されている適切な観測記録が敷地で得られていたため、これを用いた。また、理論的手法で用いる地下構造モデルは、試掘坑内弹性波試験の調査結果、微動アレイ探査から推定されたせん断波速度構造及び既往の知見を参考に設定した。

f 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動による基準地震動の策定

【応答スペクトルに基づく地震動評価】

二つの検討用地震（竹木場断層による地震及び城山南断層による地震）それぞれについて、基本震源モデル及び不確かさ考慮モデルの応答スペクトルに基づく地震動評価による地震動を求め、これらの地震動を全て包絡する設計用応答スペクトルを設定し、これを基準地震動 S s - 1 (最大加速度 540 ガル) とした。

【断層モデルを用いた手法による地震動評価】

二つの検討用地震それぞれについて、基本震源モデル及び不確かさ考慮モデルの断層モデルを用いた手法による地震動評価による応答スペクトルを求め、基準地震動 S s - 1 (設計用応答スペクトル) と比較を行った。その結果、城山南断層による地震の断層傾斜角の不確かさ考慮モデル及び竹木場断層による地震の断層傾斜角の不確かさ考慮モデルの断層モデルを用いた手法による地震動評価結果が、一部の周

期帶において、基準地震動 S.s - 1 による応答スペクトルを上回ったため、前者を S.s - 2 (最大加速度 268 ガル)、後者を基準地震動 S.s - 3 (最大加速度 524 ガル)とした。

(イ) 震源を特定せず策定する地震動

震源を特定せず策定する地震動は、「震源と活断層を関連づけることが困難な過去の内陸地殻内の地震について得られた震源近傍における観測記録を収集し、これらを基に、各種の不確かさを考慮して敷地の地盤物性に応じた応答スペクトルを設定して策定すること」とされている（設置許可基準規則解釈別記2の5三）。被告は、地震動審査ガイドも踏まえ、次の a 及び b のとおり、震源を特定せず策定する地震動を策定した。

a 地震動審査ガイドに例示された地震の検討

被告は、震源を特定せず策定する地震動において考慮すべき地震として地震動審査ガイドに例示された 16 地震のうち $M_w 6.5$ 以上の 2 地震（2008 年岩手・宮城内陸地震及び 2000 年鳥取県西部地震）に関し、その発生した地震の震源域周辺と本件各号機の敷地周辺との地質、地質構造等について比較検討した。その結果、2008 年岩手・宮城内陸地震の震源域周辺は、ひずみ集中帯であり、主に逆断層型の地震が発生する地域であるが、本件各号機の敷地周辺は、ひずみが集中する地域ではなく、主に横ずれ断層型の地震が発生する地域であり、両地域は地質学的、地震学的背景が異なるため、検討対象から外した。一方、2000 年鳥取県西部地震の震源域周辺と本件各号機の敷地周辺は、地質学的、地震学的背景が異なるものの、いずれも横ずれ断層型が主体であり、相対的にひずみ速度が小さいこと等の共通性もみられるため、同地震を、震源を特定せず策定する地震動の検討対象地震として選定した。同地震の震源近傍の記録としては、震源

断層のほぼ直下に位置し、かつ、硬い岩盤上に設置されたダムの基礎上の観測記録である賀祥ダムの観測記録を選定した。

被告は、上記 16 地震のうち M_w 6.5 未満の 14 地震に関し、まず、震源近傍の観測点 112 地点における観測記録を収集し、そのうち地盤が著しく軟らかいと考えられる観測点を除外した 46 地点における観測記録を抽出し、これらの観測記録のうち本件各号機の敷地に大きな影響を与える可能性のある地震を抽出するため、加藤ほか（2004）による応答スペクトルと比較検討をした。その結果、2011 年長野県北部地震の K-NET 津南、2011 年茨城県北部地震の Kik-net 高萩、2013 年栃木県北部地震の Kik-net 栗山西、2004 年北海道留萌支庁南部地震の K-NET 港町、2011 年和歌山县北部地震の Kik-net 広川の五つの観測記録を抽出した。五つの観測記録が得られた観測点において、精度の高い地盤情報が得られている観測点は、2004 年北海道留萌支庁南部地震の K-NET 港町観測点のみであったため、その観測記録を選定した。被告は、佐藤ほか（2013）の知見を基に、地盤の減衰定数のばらつき等を考慮し、解放基盤波（620 ガル）を策定し、これを、震源を特定せず策定する地震動として策定した。

b 震源を特定せず策定する地震動による基準地震動の策定

震源を特定せず策定する地震動は、震源近傍の観測記録を収集して策定するものであり、その波形には、実際に発生した地震の地震動の諸特性が含まれるものであるため、2000 年鳥取県西部地震の賀祥ダムの観測記録及び 2004 年北海道留萌支庁南部地震の K-NET 港町観測点のはぎとり解析によって求めた地震動をそのまま採用した。

これらについて、前記の敷地ごとに震源を特定して策定する地震動の基準地震動 $S_{s-1} \sim 3$ と比較した結果、一部の周期帯で基準地震

動 $S_s - 1 \sim 3$ を上回ったため、基準地震動 $S_s - 1 \sim 3$ とは別個に取り扱うこととし、2004年北海道留萌支庁南部地震のK-NET 港町観測点のはぎとり解析によって求めた地震動を基準地震動 $S_s - 4$ （最大加速度 620 ガル）とし、2000年鳥取県西部地震の賀祥ダムの観測記録を基に策定した地震動を基準地震動 $S_s - 5$ （最大加速度 531 ガル）として策定した。

(ウ) 基準地震動 S_s の年超過確率

被告は、地震動審査ガイド（I. 6. 1）を踏まえ、基準地震動の超過確率を評価したところ、 $S_s - 1 \sim 5$ の超過確率は 10^{-5} / 年程度（10万年に1回）となっている。

(エ) 小括

以上のとおり、被告は、前記基準地震動 S_s の策定フローに従い、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動及び震源を特定せず策定する地震動の評価結果に基づき、基準地震動として、 $S_s - 1$ （最大加速度 540 ガル）、 $S_s - 2$ （最大加速度 268 ガル）、 $S_s - 3$ （最大加速度 524 ガル）、 $S_s - 4$ （最大加速度 620 ガル）及び $S_s - 5$ （最大加速度 531 ガル）を策定した。これらの基準地震動は、詳細な調査・観測結果に基づき地域的な特性（震源特性、伝播経路特性及びサイト特性）を把握した上で、安全側の評価となるように十分な余裕を持たせた上で策定されたものであり、合理的なものである。

イ 原告らの主張に対し

次のとおり、「入倉・三宅式」及び「壇ほか式」は、現在の科学技術水準に照らして合理的なものである上、被告は、安全側となるような評価をしており、当該経験式を用いたことにより、被告の策定した基準地震動 S_s が過小であるという原告らの主張は理由がない。

(ア) 「入倉・三宅式」及び「壇ほか式」の採用について

a 「入倉・三宅式」及び「壇ほか式」を用いることが合理的であること

(a) 強震動予測レシピが合理的であること

強震動予測レシピは、地震調査研究推進本部の下部組織である地震調査委員会において実施してきた強震動評価に関する検討結果から、強震動予測手法の構成要素となる震源特性、地下構造モデル、強震動計算、予測結果の検証の現状における手法や震源特性パラメータの設定に当たっての考え方を取りまとめたものであり、震源モデルの設定（震源の各種パラメータの設定）に際し一般的に用いられる代表的な手法である。強震動予測レシピは、震源断層を特定した地震を想定した場合の強震動を高精度に予測するための「誰がやっても同じ答えが得られる標準的な方法論」を確立することを目的としており、策定以降も強震動予測手法の検証・高度化を目的に地震動評価の知見の進展を踏まえ、隨時、修正、改訂がされてきた。

強震動予測を行うためには、地質・地形学的アプローチだけではなく、地下にある断層の動きを知るために地震記録や測地記録から断層運動を推定する地震学的アプローチとの連携が重要であって、精緻な調査や観測、それらのデータ解析から得られる震源や波動伝播に関する高精度の情報が必要となる。「入倉・三宅式」及び「壇ほか式」を採用した強震動予測レシピによれば、強震動予測のための震源モデルは、巨視的断層パラメータ、微視的断層パラメータ及びその他のパラメータにより決定論的に与えられる。震源を特徴化することの有効性は、1995年兵庫県南部地震の震源化モデル及びこれに基づいた経験的グリーン関数法、並びにハイブリッドグリーン関数法を用いて合成された強震動が観測記録とよく一致することで確認されている。そのため、強震動予測レシピは、現在の科

学技術水準に照らし、特定の活断層を想定した強震動の予測手法として合理的であり、また、上記の巨視的断層パラメータの一つである地震モーメント M_0 と断層面積 S とのスケーリング則（関係式）について「入倉・三宅式」を用いること；地震モーメント M_0 と短周期レベルA（地震動の強さ）とのスケーリング則について「壇ほか式」を用いることも合理的である。

また、地震調査委員会は、強震動予測レシピ策定以降に発生した2000年鳥取県西部地震及び2005年福岡県西方沖地震等の各観測波形と、これらの地震の震源像を基に強震動予測レシピを用いて行ったシミュレーション解析により得られる理論波形とを比較検討した結果、整合的であったことを確認している。これにより強震動予測レシピの強震動予測手法の信頼性が実証されている。

しかも、強震動予測レシピは、地震動審査ガイドにおいて、断層モデルを用いた手法による地震動評価を行う際の震源特性パラメタの設定に関する代表的な手法として例示されているところ、地震動審査ガイドは、断層モデルを用いた手法による地震動評価に関する専門家を含めた発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チームにおける検討を踏まえて、原子力規制委員会において策定されたものである。

以上によれば、「入倉・三宅式」及び「壇ほか式」を含む強震動予測レシピが、現在の科学技術水準に照らし、合理的なものであることは明らかである。

(b) 「入倉・三宅式」の信頼性

「入倉・三宅式」は、入倉・三宅（2001）において、主として海外で発生した地震について震源インバージョンに基づくデータと同等のデータを基に作成された経験式である。震源インバージョ

ンとは、地震観測記録を用いて、実際に起きた地震における地下の断層面の動きを把握する手法の一つであるところ、地震学においては、確立した手法である。震源インバージョンについては、Somerville et al. (1999)において、その成果が取りまとめられており、震源インバージョンによる断層パラメータは最も精度が高いとされている。

入倉ほか(2014)において、平成7年以降に国内で発生した最新の18個の内陸地殻内地震に関する既往の震源インバージョン結果が「入倉・三宅式」と調和的であることが確認されており、最新かつ国内のデータによっても「入倉・三宅式」の信頼性は損なわれないことが実証されている。そして、Somerville et al. (1999)において、震源インバージョンの結果、断層面を碁盤の目(マス目)に分けたとき、端の行又は列におけるすべり量の平均値が全体のすべり量の平均値×0.3未満であれば、その行又は列を削除する(トリミング)という考え方(Somervilleほか規範)が示されているところ、入倉ほか(2014)において、上記の18個の内陸地殻内地震のうち「入倉・三宅式」が対象とするMw 6.5以上の地震について、Somerville et al. (1999)において示された上記の考え方へ従い、断層破壊面積(破壊領域)の抽出を試みた結果、いずれもすべり量が0.3以上であったため、トリミングが不要であること、すなわち、震源インバージョンにおける仮定断層面がそのまま破壊領域として適用可能であることが確認された結果、「入倉・三宅式」による計算結果と調和的であることが確認されている。近年では、地震観測網の充実により余震分布の情報等から地震の際の震源の動き(すべり量が大きい領域)が精度高く想定できるようになり、震源インバージョンにおいて仮定した断層面が、上記の Somerville et

a1. (1999)において示された考え方によるトリミングを経ることなく、そのまま破壊領域として適用できる場合が多い。

原告らは、2016年熊本地震の震源インバージョンに基づく震源断層面積の数値が研究者によって異なることを理由として、震源インバージョンは信用性を欠く旨主張する。しかし、同地震に関する震源インバージョンの知見を調査すると、震源断層の長さはおおむね40～50km、断層幅はおおむね20kmと類似の結果となっており、原告らが主張する研究者による解析結果の数値の違いは、その使用した地震観測記録等のデータ等の違いによるものと考えられる。原子力規制委員会は、原告らが主張する解析結果を含む五つの解析結果を用いて、2016年熊本地震の震源インバージョンによる震源断層面積と地震モーメント M_0 との関係が「入倉・三宅式」と整合するか否かを検討した結果、それぞれの解析結果は「入倉・三宅式」とほぼ整合すると判断している。したがって、研究者ないし解析者により2016年熊本地震の震源インバージョン結果が異なることをもって、震源インバージョンの信用性が損なわれるものではない。

以上によれば、断層面積 S から地震モーメント M_0 を設定するに当たり、「入倉・三宅式」を適用することは、現在の科学技術水準に照らし、合理的である。

(c) 「壇ほか式」の信頼性

壇ほか(2001)は、比較的規模の大きいMw 6.5以上の地震を対象に、短周期レベルAが地震モーメント M_0 の1/3乗に比例するという関係性を仮定した上で、観測記録の回帰分析を行っているところ、この仮定については、過去の内陸地殻内地震の観測記録等から合理的であることが確認されている。

また、「壇ほか式」は、「入倉・三宅式」と同様、強震動予測レシピに体系的に組み込まれているところ、前記(a)のとおり、地震調査委員会により、強震動予測レシピによる2000年鳥取県西部地震及び2005年福岡県西方沖地震の地震観測記録の再現性が確認されている。

さらに、「壇ほか式」や「片岡ほか式」が示された後の知見である佐藤（2010）及び佐藤・堤（2012）においても、特に大規模な地震についての短周期レベルAと地震モーメント M_0 との関係を表す場合は、「片岡ほか式」ではなく「壇ほか式」が用いられている。また、2016年熊本地震に関しても、同地震の短周期レベルAと地震モーメント M_0 の関係が「壇ほか式」に整合することが佐藤（2016）により示されている。このように、短周期レベルAを設定するに当たり、「壇ほか式」を適用することは、現在の科学技術水準に照らし、合理的である。

なお、原告らは、1948年福井地震の実測値を基に強震動予測レシピを適用した場合にアスペリティ面積が断層面積を超えるという矛盾が生じるところ、これは「壇ほか式」を用いたからであって、「片岡ほか式」を用いれば、そのような矛盾は生じない旨主張する。しかし、原告らがその根拠として主張する計算式を検討すると、強震動予測レシピでは、地震モーメント M_0 について「入倉・三宅式」を用いて導き出すものとされているにもかかわらず、原告らは地震モーメント M_0 について実測値を用いており、一連の地震動評価手法である強震動予測レシピに基づいて算出した結果とはいえない。強震動予測レシピに従わずにアスペリティ面積が断層面積を超える矛盾が生じたとしても「壇ほか式」が不合理であることの根拠とならない。

(d) 小括

以上のとおり、「入倉・三宅式」及び「壇ほか式」はいずれも信頼性が高く、これらの式を含む強震動予測レシピは、専門家から構成された地震調査委員会で取りまとめられたものであって、2000年以降に我が国で発生した地震に係る地震観測記録を精度良く再現できるものと評価されている。したがって、「入倉・三宅式」及び「壇ほか式」を含む強震動予測レシピは、現在の科学技術水準に照らし、合理的であり、これに組み込まれている「入倉・三宅式」及び「壇ほか式」も合理的である。

b 強震動予測レシピの一部の関係式を他の式に置き換えるべきではないこと

強震動予測レシピが採用する「入倉・三宅式」及び「壇ほか式」は、前記のとおり、観測記録とも整合する信頼性の高い関係式であって、これらの関係式を採用した強震動予測レシピは合理的であり、「武村式」及び「片岡ほか式」に置き換える必要はない。

強震動予測レシピは、前記のとおり、多くの震源特性パラメータが一連の体系・フローに従って順次算定されるものであり、この体系全体をもって観測記録との整合性も確認された合理性を有する地震動評価手法である。一部の関係式を他の式に置き換えた場合、観測記録との整合性の確認等の検証が行われていないなどし、そのような置換えをすることは、科学的な裏付けがなく合理性に欠ける。

「入倉・三宅式」及び「壇ほか式」を用いた強震動予測レシピによる地震動評価は、地震動評価体系として確立したものであるが、原告らが主張する「武村式」や「片岡ほか式」を用いた地震動評価は、地震動評価体系として確立していない。

c 地下の震源断層に基づく地震動評価を行う強震動予測レシピでは

「入倉・三宅式」を用いるのが合理的であること

「武村式」と「入倉・三宅式」は、いずれも過去の地震のデータを基にして、各パラメータ（断層長さL、断層面積S、地震モーメント M_0 ）の関係式を導き出したものであり、その関係式としての正確性は、基にするデータの信頼性に依存することとなる。しかるところ、日本国内では、1995年兵庫県南部地震以前においては、強震観測網（K-NET, KiK-net等）が貧弱であり、地震学的情報が必ずしも十分には取得できなかつたため、地震直後の地表断層調査や測地学的な情報から震源パラメータを間接的に推定する場合が多く、断層長さLについても地表断層長さに近い不十分なデータしか取得できないことが多かつた。「武村式」を導き出すのに用いたデータは、同地震以前に国内で発生した地震の測地学的データが大半である。なお、武村（1998）は、断層面積Sと地震モーメント M_0 の関係式を策定するに当たり、「断層面積S = 断層長さL × 断層幅W」の式を用いているところ、地震規模の大きい地震については、断層幅Wを1.3 kmに固定しており、断層面積Sは断層長さLに依拠するものである。これに対し、前記a(b)のとおり、「入倉・三宅式」は、主として海外で発生した地震について震源インバージョンに基づくデータと同等のデータを基に作成された経験式である上、入倉ほか（2014）において、平成7年以降に国内で発生した最新の18個の内陸地殻内地震に関する震源インバージョン結果についても「入倉・三宅式」と調和的であることが確認されている。また、入倉ほか（2014）において、「武村式」に用いられた地震データに関する震源インバージョン解析結果によるデータについても、「入倉・三宅式」と整合的であることが確認されている。

また、「武村式」は、「入倉・三宅式」とは異なり、地下の震源断

層長さではなく、地表の断層長さに近い長さと地震モーメント M_0 とのスケーリング則を表すものであることが確認されている。被告が実施した地震動評価は、地下の震源断層を想定して地震動評価を実施する方法であり、地下の震源断層から地震モーメント M_0 を導き出す「入倉・三宅式」による方が合理的であることは明らかである。

d 基準津波の策定における「武村式」の採用について

被告は、内陸地殻内地震に起因する津波の観測データが少なく、その検証が十分にされていない現状に鑑み、津波評価においては、すべり量すなわち海底面の変動が大きくなる「武村式」をあえて用いている。

(イ) ばらつきの考慮について

経験式は、実際に発生した事象の各データを基に、最小二乗法によって求められるものであるため、経験式とその基となったデータとの間に乖離（ばらつき）が存在する。地震動評価に用いる経験式は、地震の平均像を示すものであり、各データにおける経験式との乖離（ばらつき）は、当該地震が発生した地域の地域的な特性を示すものである。そこで、地震動評価において経験式を用いるに当たっては、経験式に上記のばらつきがあることを踏まえ、評価対象地域における地震の地域的な特性を十分に考慮した上で評価する必要がある。これが地震動審査ガイドI. 3. 2. 3 (2) にいう「ばらつき」を考慮することの意味である。

被告が用いた評価手法は、前記ア) a (a)のとおりの性格を有する強震動予測レシピである上、前記ア) c のとおり、被告は、強震動予測レシピに基づく地震動評価により、2005年福岡県西方沖地震の本件各号機の敷地の観測記録を再現できること等を確認している。そして、被告は、経験式を用いる際には、震源断層の規模が経験式の適用範囲を満たしていることについても確認している。

また、被告は、本件各号機の敷地周辺で発生する地震の地域的な特性として、本件各号機の敷地を含む北部九州地域は、東西方向の圧縮応力場にあり、主に横ずれ断層型の内陸地殻内地震が発生する地域であることを把握している。実際、北部九州地域で発生した2005年福岡西方沖地震も横ずれ断層型の内陸地殻内地震であるところ、同地震の震源の特性を表すパラメータの一つである短周期レベルは、強震動予測レシピで用いられている短周期レベルを求める「壇ほか式」すなわち内陸地殻内地震の平均的なレベルよりやや小さいレベルであった。観測記録を用いて断層型ごとに揺れの大きさを整理した佐藤（2010）の知見によると、逆断層型の地震に比べ横ずれ断層型の地震は相対的に揺れが小さいとされている。

そして、被告は、強震動予測レシピを用いるに当たり、詳細な活断層調査等の結果及び観測記録に基づく分析により把握した地域的な特性を踏まえ、前記ア(ア)cのとおり、基本震源モデルを十分安全側に設定し、さらに、上記分析等によっても十分に把握し切れないものについては、不確かさとして考慮し、不確かさ考慮モデルを設定している。

このように、被告は、地震動評価に用いる経験式にばらつきが存在することを踏まえ、本件各号機の敷地周辺の地域的な特性を十分に考慮した上で、策定する基準地震動が過小とならないよう十分安全側に評価しているのであって、ばらつきを考慮していないとの原告らの主張は理由がない。原告らが主張するように、経験式の基となつたデータのうちばらつきが最大となるものをもって安全基準とするしたら、評価対象地域とは異なつた地域の特性が反映されたデータを基準とすることになるばかりでなく、そもそも経験式を求める意味がないことになるのであって、明らかに不合理である。

(ウ) 2016年熊本地震について

2016年熊本地震において、震度7の地震が連続して発生した要因は、震源とされる複数の活動区間から成る長大な布田川・日奈久断層帶（長さ約93km）の異なる一部の区間が前震・本震としてそれぞれ動いたこと、震度7を観測した地点（熊本県上益城郡益城町）の地盤条件が軟らかい地盤（S波速度約110m/s）であったことが重なったためである。一方、本件各号機の敷地周辺に及ぼす影響が最も大きい活断層（城山南断層、竹木場断層）の長さはそれぞれ20km程度と想定しており、2016年熊本地震の震源断層に比べて短く、また、本件各号機は、硬い岩盤上（S波速度約1350m/s）に設置されているため、これらの断層の一部の異なる領域が別々に動いたとしても、本件各号機の敷地において、2016年熊本地震の際に熊本県上益城郡益城町で観測されたような大きな揺れが2回続けて発生する可能性は極めて低い。

また、被告は、本件各号機に係る基準地震動を策定するに当たり、検討用地震の震源モデルの設定において、断層長さを調査結果及び不確かさを考慮して安全側に長く設定した上で、一度に全てがずれ動く想定を行うなどしている。地震は、長期間にわたって岩盤に蓄えられたひずみが限界に達して、断层面を境にしてずれ動くことによって生じるものであるため、一度地震（検討用地震の断層が一度に全てずれ動く地震）が発生すると、ひずみとして蓄えられたエネルギーが解放されることから、次にひずみが限界に達するまでには長期間を要する。このような被告の設定及び地震発生のメカニズムからすれば、2016年熊本地震で観測されたのような大きな揺れが2回続けて発生する可能性は極めて低い。

そして、本件各号機は、十分安全側に策定された基準地震動に対する耐震安全性を確保している。

さらに、本件各号機は、耐震設計上の余裕をもって設計されるなどしており、耐震安全上の余裕を有している。

以上からすれば、2016年熊本地震を踏まえても、本件各号機の地震に対する安全性は十分に確保されている。

(2) 本件各号機の配管の安全性の欠如の有無

(原告らの主張)

ア 2号機配管ひび割れ及び地震により余剰抽出配管が破断した場合の事故の様相等について

(ア) 2号機配管ひび割れの問題の重大性

2号機配管ひび割れの問題が深刻であるのは、技術基準を割り込む深い傷が発生しても長期にわたって発見されなかつたことである。たまたま発見された2号機配管ひび割れについて、取替えにより改修したとしても、定期検査の対象となっていない他の中小の配管において、同程度の技術基準を割り込む深い傷が存在している可能性がある。被告において、この可能性を否定する立証はしていないし、例えば、関西電力株式会社大飯発電所3号機で原子炉容器出口管台溶接部における深い傷が発見されたという事実からも、一般的に配管等の傷の管理は杜撰であることが示されており、玄海原子力発電所2号機において隠された配管において「傷」があり得ることは否定し難い。

ひび割れがあるとひび割れ先端に応力が集中する効果が生じる。また、被告において、実際の配管の耐震解析では、主給水管を除いて劣化が想定されておらず新品同然として扱われており、実際にひび割れがある場合にその影響がどうなるかが問題である。

2号機配管ひび割れの場合、ひび割れの深さは約8.1mmで、配管残厚さが約1.5mmとなり、技術基準で定める計算必要厚さ4.5mmを大きく割り込んでいた。そして、主給水管では、技術基準までの亀裂を仮定して耐震安全性を確かめているが、それ以上に深い亀裂が生じた場合は、耐震安全性が保証されないと考えるべきであり、計算必要厚さの1/3

しかない厚さでは、基準地震動規模の地震動であっても、応力集中によって配管は破断に至る危険性があったことは明らかである。

(イ) 小破断LOCAの発生の可能性

2号機配管ひび割れに係る余剰抽出配管は、一次冷却材管に接続されており、弁は2号機配管ひび割れの場所より下流側にあるので、この小口径配管が破断すれば、一次冷却材流出事故、すなわち小破断LOCAとなる。

このような場合について、被告が本件申請において提出した重大事故シナリオによる解析では、一次冷却材管の低温側に口径10cmや5cm等の孔が開いた場合が想定されているところ、この想定は、口径の違いを除けば、上記の余剰抽出配管からの流出と基本的に変わりはない。小破断LOCA類似の事故における想定では、必ず二次側の補助給水系統が働くことになっており、上記の重大事故シナリオでは、制御棒は下りており、タービンも自動トリップして主給水系統－蒸気発生器による原子炉の冷却は停止しているため、補助給水系統からの水を、蒸気発生器を通して主蒸気逃し弁から大気中に蒸気として放出するという経路を働かせて原子炉を冷却することとなっている。しかし、補助給水系統の配管が地震動により破損すれば、補助給水系統－蒸気発生器による一次冷却材及び原子炉の冷却ができないので、小破断LOCA事故は収束することは限らず、崩壊熱により炉心溶融に至る可能性が極めて高くなる。

(ウ) 燃料溶融による原子炉格納容器の破損と放射性物質の放出の可能性

燃料溶融が起きると、原子炉容器の下部に溶融燃料が溜まり、原子炉容器の底を破損し、さらに、その外側の原子炉格納容器のコンクリート製底部を破損するおそれがある。原子炉格納容器が破損すれば、大量の放射性物質が発電用原子炉施設外に流出することとなる。

設置許可基準規則37条2項は、重大事故が起きた場合の原子炉格納

容器の破損の防止を求めているところ、これは、溶融炉心が、まず原子炉（圧力）容器を破損し、さらに、その外側にある原子炉格納容器を破損するおそれがあることから、原子炉格納容器の破損を防止するため、まず原子炉（圧力）容器の冷却を求めているものである。また、設置許可基準規則55条は、炉心溶融から原子炉格納容器破損に至った場合、放射性物質が施設外に拡散することを想定している。

しかし、被告が実際に想定している対策は、重大事故である炉心溶融が始まると炉心に注入していた冷却水を、原子炉容器の下にある原子炉格納容器下部キャビティに水を溜めるように切り替え、炉心は溶けるに任せている。被告が想定している対策は、重大事故の場合、原子炉（圧力）容器内の炉心の冷却によって原子炉格納容器の破損防止を求める設置許可基準規則37条2項に違反している。また、原子炉格納容器が破損した場合の被告の対策は、原子炉格納容器からは気体状の放射性物質しか放出されないと決め込み、それを放水砲で撃ち落とし、その汚染水が海洋に流出するのを防ぐためにシルトフェンスを張ることしかない。

しかし、福島第一原発事故後の福島第一原発では、現に溶融炉心を冷却するために原子炉圧力容器内に注入している1日400トンもの冷却水に溶融炉心の放射性物質が溶け込んで汚染水となり、その全てが原子炉格納容器の外部に流出しているという事実がある。福島第一原発事故後の実態からみても、一度炉心溶融が起これば、放射性物質が原子炉格納容器から様々なルートで外部に出て、広範な汚染を引き起こす可能性が極めて高い。

(エ) 水素の爆轟による原子炉格納容器破損の可能性

燃料被覆管のジルコニウムは900°C以上になると、水の酸素を奪つて酸化し、残った水素が水素ガスとなり、この発熱反応によりますます酸化が進む。この水素ガスは、加圧器逃し弁やLOCAの場合は破断口

から原子炉格納容器内に放出される。また、溶融燃料が原子炉容器を破損して更に落下し（メルトスルー），原子炉格納容器内の下部キャビティに落ちると，原子炉容器内にあった水素が原子炉格納容器内に放出される。また、原子炉格納容器内に存在する水蒸気の放射線分解によつても水素が発生する。原子炉格納容器内の水素濃度がドライ換算で体積比4%を超えると水素爆発（爆燃）が発生し得る。これが13%を超えると水素の爆轟が発生し得るところ、水素の爆轟による衝撃波によって原子炉格納容器が破損するおそれがある。設置許可基準規則解釈37条2-3(f)は、「原子炉格納容器が破損する可能性のある水素の爆轟を防止すること」を求めており、同条2-4では、「上記2-3(f)の「原子炉格納容器が破損する可能性のある水素の爆轟を防止すること」とは、以下の要件を満たすこと (a) 原子炉格納容器内の水素濃度がドライ条件に換算して13vol%以下又は酸素濃度が5vol%以下であること」としている。

しかるところ、被告の評価によれば、水素濃度は13vol%にほぼ達することになっている。この評価の計算で用いられたMAAPコードには不確定性があることが知られているので、そのような不確定性を考慮に入れると、水素濃度は13vol%に達して水素爆轟が起こり、原子炉格納容器が破損する可能性がある。

(オ) 小括

以上のとおり、2号機配管ひび割れは、余剰抽出配管の技術基準を大きく割り込むほどに深く、かつ長いひび割れが生じ、それが長年検出されずに放置され、「念のため」の検査によって偶然発見されたという事実があり、この事実は、検査制度の在り方に重大な疑問を呈しているが、検査制度自体が改善されたということは示されていない。同様の配管の劣化が、補助給水系統の配管等にも起こっている可能性が高い。配管が

劣化していないという保証が具体的に示されない限り、配管には劣化があると安全側に考えるべきである。また、耐震解析では、配管は新品同然であると仮定して耐震余裕が確かめられているにすぎず、劣化によるひび割れが生じていれば、応力集中によって耐震余裕がなくなっている可能性がある。このような状況において、地震により余剰抽出配管等において小破断LOCAが起これば、その地震により補助給水系統の配管の破断も生じる可能性があり、その場合、補助給水系統を用いた原子炉の冷却が不可能となり、炉心溶融が起こる蓋然性がある。炉心溶融によりメルトスルーによって溶融炉心は原子炉（圧力）容器の底を突き抜け、原子炉格納容器の下部キャビティ内に落下し、さらに、放射性物質は汚染水等の状態で様々なルートから原子炉格納容器外に放出されることになりかねず、この場合、原告らを含む住民が重大な被害を受けることは避けられない。

(カ) 被告の主張に対し

a 配管の保全について

被告は、原子力発電所の配管は、運転開始後においては、配管の使用状況等に応じて、点検、補修等の必要な保全を行っており、①保全プログラムにおいて保全を行うべき対象範囲を定める、②保全重要度に応じて保全計画を立てる、③保全計画に従って点検、補修等を実施していると主張する。

被告による配管の保全により事故を防止できるというためには、保全計画の立案の適切性と保全方法の適切性が求められる。しかし、2号機配管ひび割れは、被告が行っているという配管の保全が行われていたにもかかわらず発生したものであり、かつ、定期的な検査では発見されず、他事業者の事例を踏まえた臨時の検査によって偶然発見された。このことは、被告による配管の保全計画、保全方法に瑕疵があ

ることを意味し、被告による配管の保全によっては安全性が確保できているとはいえないことを意味する。

b 余剰抽出配管及び補助給水設備配管の破断防止策について

被告は、余剰抽出配管のうち配管溶接部については、非破壊試験を、溶接部以外の耐圧部分については、漏えい試験をそれぞれ行っているとする。しかし、漏えい試験は、配管に液体や気体を注入して圧力を掛け漏えいの有無を検出するものであるから、損傷が貫通して初めてその存在が判明するというにとどまる。また、非溶接部については損傷の有無 자체を検査していない。

被告は、補助給水設備配管のうち炭素鋼の配管については、肉厚測定による減肉管理、漏えい試験、外観検査を行っているにとどまり、オーステナイト系ステンレス鋼の配管については、外観検査を行っているだけである。一部については肉厚測定をしているが、亀裂のような損傷の有無については一切検査をしていない。また、補助給水設備配管のうち補助給水管については、二次冷却水が流れる主給水管と接続されているため、弁の手前までは二次冷却水が入り込むので、2号機配管ひび割れで余剰抽出配管に亀裂を生じさせたキャビティフローが発生し得る。したがって、亀裂を探る超音波探傷検査のような非破壊検査を行わないのは、保全計画、保全方法の適切性を欠くというべきである。

イ 本件各号機の配管の技術基準規則18条1項及び19条違反について
以下のとおり、被告は、本件各号機の配管の損傷に関し、本件各号機の一次冷却系統に係る管であるクラス1管の技術基準規則18条1項及び19条への適合性を立証できておらず、本件各号機の安全性に欠けることのないことについて相当の根拠をもって立証できているとはいえないため、本件各号機の安全性に欠ける点があり、住民の生命、身体、健康

が侵害される具体的危険性があることが事実上推認されることになる。

したがって、本件各号機の運転を差し止める必要がある。

(ア) 技術基準規則18条1項違反について

2号機配管ひび割れは、使用中のクラス1機器の破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥に該当し、これがあつてはならないとする省令62号9条の2第1項（当時）（現在の技術基準規則18条1項）に違反する。

前提事実(5)のとおり、2号機配管ひび割れは、通常行われる定期検査によって発見されたのではなく、他事業者における同種事例の発生を受けて臨時に超音波探傷検査を行ったことにより発見された。このことは、被告が実施している定期検査では、法令に不適合な状態が発見されず、見逃されていることがあり得るということを示すものである。

被告は、2号機配管ひび割れが発見された以降も、本件各号機について、余剰抽出配管を含む呼び径100A未満のクラス1配管については、検査方法として浸透探傷検査を行っているにすぎず、一次冷却系統等の耐圧部を構成する設備については漏えい検査を行うにとどまっている。浸透探傷検査は、管の表面に発生した損傷を発見する方法であり、漏えい検査は損傷が貫通して漏えいがなければ発見することができない。そのため、2号機配管ひび割れのような配管の内側から進展する損傷が発生した場合、その損傷が配管の表面に達しない段階では、被告の現行の検査態勢ではその損傷を発見することができない。被告は、2号機配管ひび割れを踏まえても、超音波探傷検査のような配管の内側から進展する損傷を発見できる方法に検査方法を変更していない。

被告は、技術基準規則18条1項にいう「その破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥」の発生を許してはならず、そのためには、それに至るまでの「亀裂その他の欠陥」を発見し、これが「その破壊を引き起こす」亀裂等に至る前にその存在を検査によって確認し、交換補修等をして対

処しなければならない。被告において、「その破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥」の発生を防止し得る検査及び対処方法を取っていることを主張立証できなければ、技術基準規則18条1項に適合するとはいえない。

(イ) 技術基準規則19条違反について

2号機配管ひび割れは、一次冷却系統に係る管の一次冷却材又は二次冷却材の挙動により生ずる温度変動による損傷であり、その損傷を受けないように施設しなければならないとする省令62号6条（当時）（現在の技術基準規則19条）に違反する。

技術基準規則19条にいう「損傷を受けないように施設しなければならない」というのは、基本的には設計時に対応することを求めるものであるが、事後に設計変更を行うことによって対応することも考えられる。つまり、損傷が現に発生すれば、結論として「損傷を受けないように施設」できていたとはいはず、この場合、技術基準規則19条違反となり、その損傷の発生によって得られた新たな知見に即して速やかに事後の設計変更を行うのでなければ、その違反状態が継続することとなるというべきである。被告は、玄海原子力発電所2号機について、2号機配管ひび割れの発見時に至るまで、省令62号6条（当時）（現在の技術基準規則19条）で求められる施設をすることを怠ったといえる。

前記(ア)のとおり、被告による現行の検査態勢では、2号機配管ひび割れのような損傷を事前に発見することはできず、本件各号機において、一次冷却系統に係る施設に属する管において、未知の損傷が発生していることを否定できない。超音波探傷検査のような損傷を発見するのに十分な性能を持った検査方法によって、損傷が発生し得る配管を全て検査して、損傷がないことが確認されて初めて「損傷を受けないように施設」できていたといえるのである。

(被告の主張)

ア 2号機配管ひび割れへの対応

被告は、2号機配管ひび割れについて、次のとおり、その原因を究明し、対策を実施しただけでなく、玄海原子力発電所の他の部位について、同様の事象が発生するおそれがなく、以前は省令62号に、現在は技術基準規則に適合していることを確認するとともに、定期検査において、その健全性を継続して確認している。

(ア) 原因の究明

2号機配管ひび割れの原因は、①一次冷却材管からL字型に伸びた一次系余剰抽出配管内に滞留している低温水に、一次冷却材管からの高温水（原子炉運転中は約300°C）が渦を巻いて流入すること（キャビティフロー）により熱成層が発生し、②その渦の先端が一次系余剰抽出配管のL字状に曲がった部分に達し、当該部分において、熱成層の境界面が上下に変動するときに、接触している配管に高・低温水が交互に接触し、加熱・冷却され、③この局部的な温度変動による繰返し応力が発生したため、疲労亀裂が発生し、進展したこと、すなわち、キャビティフロー型熱成層による高サイクル熱疲労割れにある。

(イ) 対策の実施

玄海原子力発電所2号機については、ひび割れが生じた配管を直ちに新しいものに取り換えるとともに、キャビティフローの先端が一次系余剰抽出配管のL字状に曲がった部分より下流側の水平部に位置するよう、一次系余剰抽出配管のルートを変更することにより、局所的な温度変動が生じず、キャビティフロー型熱成層による高サイクル熱疲労割れが発生しない設計に変更した。この設計変更については、工事計画認可及び使用前検査において、経済産業大臣により、省令62号6条に適合していることが確認されている。



また、本件各号機については、2号機配管ひび割れが発覚する前の平成17年12月及び発覚した後の平成19年2月に発出された原子力安全・保安院の指示により、一次冷却材系、化学体積制御系及び余熱除去系を対象に、配管の高サイクル熱疲労割れが発生する可能性が高い部位を抽出し、日本機械学会「配管の高サイクル熱疲労に関する評価指針（JSME S017）」に基づき評価し、抽出した全配管の健全性を確認した。その上で、一次系余剰抽出配管のL字状に曲がった部分に該当する箇所については、設備の信頼性の維持、向上を図るため、それぞれ直後の定期検査期間中に、上記の玄海原子力発電所2号機の設計変更と同様の設計変更を行い、配管の取替えを実施した。なお、玄海原子力発電所2号機においても、本件各号機と同様、上記の原子力安全・保安院の指示により同様の評価を実施していたが、一次系余剰抽出配管のL字状に曲がった部分に関する温度測定データについて適切なデータを用いて評価しなかったため、その時点では、2号機配管ひび割れを確認できなかつた。被告は、この事実を踏まえ、機器取替え等による影響が考えらえる場合には、データの妥当性を評価した上で、適切なデータを用いて評価を行うこととするよう、平成19年2月に社内マニュアルを改正し、再発防止を図っている。

(ウ) 配管の高サイクル熱疲労割れの再発防止に向けた恒久対策

原子力発電所の配管については、その機能上の要求から、分岐や合流の箇所が存在することは避けられず、そのような箇所で温度の異なる二つの流体が混合し、成層化する現象に伴い、2号機配管ひび割れのように配管に高サイクル熱疲労が生じる場合がある。配管の高サイクル熱疲労割れについては、2号機配管ひび割れの原因であるキャビティフロー型熱成層による高サイクル熱疲労割れのほか、高温水と低温水が合流する箇所において温度変動による熱応力の変動が繰り返され、熱疲労が生

じる事象である高低温水合流による熱疲労等によるものがあるところ、平成11年7月に他社で発生した再生熱交換器連絡配管の損傷（高サイクル熱疲労が破損の主な原因）を契機に、高サイクル熱疲労に対する評価基準の整備の必要性が再認識された。このような状況の中、高サイクル熱疲労割れの再発防止のため、定期検査の充実や、日本機械学会「配管の高サイクル熱疲労に関する評価指針（JSME S017）」の制定、流体の混合等の温度変動による損傷防止に関する省令62号6条の改正等が行われるとともに、軽水型原子力発電所の設置者に対し、原子力安全・保安院から前記指示が発出されるなどした。これにより、現在は、2号機配管ひび割れの原因である高サイクル熱疲労割れについては、恒常的な再発防止策が行われ、設計段階で防止することができる事となっている。

本件各号機においては、その後の改造等は、上記改正後の省令及び民間規格等に基づき、実施している。

イ 余剰抽出配管及び補助給水設備配管の破断防止に向けた取組

原子力発電所で使用される配管については、各々の配管を流れる内包流体の条件等を踏まえ、安全が確保されるよう、材料の選定や設計を行っている。また、配管の据付けの際には、上記の設計に基づき、配管メーカーの厳格な品質管理の下で製造された配管を、厳格な品質管理の下で施工を行い、あらかじめ配管に問題がないことを確認している。

原子力発電所の運転開始後においては、配管の使用状況等に応じて、点検、補修、取替え及び改造等の必要な保全を行っている。オーステナイト系ステンレス鋼や炭素鋼といった配管の材料と、一次冷却材や二次冷却材といった内包流体の種類等の組合せから、当該配管に発生し得る経年劣化事象が存在し得るところ、この経年劣化事象には、設計において適切な考慮をすることにより発生を防止することができるものとできな

いものがあるため、主に設計で防止できないものについて、運転開始後の保全で対応している。

具体的には、保全プログラムにおいて、保全を行うべき対象範囲を定め、保全重要度に応じて点検計画、補修・取替え・改造計画といった保全計画を立て、その保全計画に従って、点検、補修、取替え及び改造等を実施している。また、保全計画においては、設備が関係法令、関係規格、基準に適合していることを確認するとともに、設備の重要性を勘案し、必要に応じて、事故事例や科学的知見も考慮することとしており、事故事例や科学的知見等を入手した場合には、隨時、必要な点検、補修等を実施している。

余剰抽出配管及び補助給水設備配管の破断防止策は、次のとおりである。

(ア) 余剰抽出配管の破断防止策

a 余剰抽出配管の役割

余剰抽出配管は、化学体積制御設備の一部である余剰抽出系統を構成する配管である。化学体積制御設備は、一次冷却材中の腐食生成物等の不純物の除去等の水質調整、一次冷却設備中の一次冷却材保有量の調整等を目的とし、一次冷却材の一部を一次冷却設備から抽出、処理し、再び一次冷却設備に充填する機能を持つ。一次冷却材の抽出のための系統は、抽出系統及び余剰抽出系統の2系統があるが、通常運転中の抽出は抽出系統を用いて行われ、余剰抽出系統は抽出系統に加えて抽出を行う場合に用いられるものであり、通常運転中は用いられない。余剰抽出配管を流れる一次冷却材は、一次冷却材管を流れる一次冷却材と同様、最大の圧力は約17 MPa（設計値）、最高の温度は約340°C（設計値）である。

b 余剰抽出配管の材料選定

余剰抽出配管の材料は、内包流体である一次冷却材が放射性物質を

含んでいこと及び上記 a の運転時の条件を踏まえ、オーステナイト系ステンレス鋼を使用している。オーステナイト系ステンレス鋼を使用するのは、耐食性に優れているからである。この材質は、法令等が定める基準（技術基準規則 17 条）に適合するものである。

c 余剰抽出配管の設計

被告は、余剰抽出配管の設計に当たり、配管の口径については、限界流速を考慮し、配管の板厚については、仕様圧力、管の外径等から求めた計算結果に基づき決定し、配管ルートについては、応力解析の結果等を考慮して決定している。そして、配管ルートについては、疲労割れ（高サイクル熱疲労割れ）を防ぐため、その原因を排除するよう考慮している。

また、本件各号機の敷地周辺で発生することが予測される地震に対しても十分な安全性を確保している。被告は、配管を含む各施設が基準地震動による地震力に耐えることができることを確認している。

余剰抽出配管に関する上記構造は、法令等が定める基準（技術基準規則 17 条、5 条）に適合するものである。

d 運転の際の劣化防止策

被告は、オーステナイト系ステンレス鋼を使用した配管に想定される経年劣化事象の一つである応力腐食割れの原因を引き起こさないよう、一次冷却材の溶存酸素濃度を 5 ppb 以下と極めて低く制限するなどの一次冷却材の水質管理を実施している。

e 余剰抽出配管に対する点検及び補修等

被告は、保全計画に従って、余剰抽出配管のうち配管の溶接部については浸透探傷検査を、溶接部以外の耐圧部分については漏えい検査をそれぞれ実施している。

浸透探傷検査は、定点サンプリング方式を採用しており、各定点に

について 10 年間に 1 回の頻度で検査を実施している。漏えい検査は、定期検査の都度実施している。

これらとは別に、他社における余剰抽出配管のひび割れ発生事象を踏まえ、玄海原子力発電所 2 号機と同様、本件 3 号機について、平成 18 年 12 月 17 日から平成 19 年 3 月 16 日までの第 10 回定期検査において超音波探傷検査を実施し、問題がないことを確認した。また、より抜本的な対策として、本件 3 号機については平成 20 年 5 月 2 日から同年 7 月 6 日までの第 11 回定期検査において、本件 4 号機については同年 1 月 5 日から同年 3 月 22 日までの第 8 回定期検査において、それぞれ配管の取替えを実施した。

f 2 号機配管ひび割れに係る検査について

2 号機配管ひび割れに係るひび割れが生じた部位は、余剰抽出配管のうち溶接部以外の耐圧部分であり、過去のトラブル事例等もなかつたため、保全計画において漏えい検査のみの対象としていること自体は不合理ではない。

また、当該部位で小規模漏えいや破断が発生したとしても、本件各号機の安全性に問題がないことは、後記のとおりであり、他社の事故事例を踏まえた臨時の検査によって当該部位のひび割れが発見されたことは、配管の保全計画及び保全方法の瑕疵には当たらない。

(イ) 補助給水設備配管の破断防止策

a 補助給水設備の役割

補助給水設備は、加圧水型原子炉において、一次系配管の破断等により緊急停止した場合等に起動する設備である。原子炉が緊急停止した場合、二次冷却材の循環に通常用いている主給水ポンプに代わり、補助給水ポンプが起動することによって、別途設けている復水タンク（本件 3 号機）又は復水ピット（本件 4 号機）等から補助給水管及び

主給水管を経由して蒸気発生器へ二次冷却材を供給し、一次冷却材と熱交換することにより、原子炉を冷却する。

補助給水設備配管には、主給水管と補助給水ポンプをつなぐ補助給水管、主蒸気管とタービン動補助給水ポンプをつなぐタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気管、復水タンク等と補助給水ポンプをつなぐ補助給水ポンプ吸込管がある。補助給水管を流れる二次冷却材の最大の圧力は約7.8 MPa、最高の温度は約290°Cであり、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気管を流れる蒸気の最大の圧力は約7.8 MPa、最高の温度は約290°Cであり、補助給水ポンプ吸込管を流れる二次冷却材の最大の圧力は約0 MPa（大気圧）、最高の温度は約40°Cである。

b 補助給水設備配管の材料選定

補助給水設備配管の材料は、内包流体である二次冷却材が放射性物質を含んでいないこと及び上記aの運転時の条件を踏まえ、補助給水管及びタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気管には炭素鋼を使用し、補助給水ポンプ吸込管についてはオーステナイト系ステンレス鋼を使用している。補助給水管及びタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気管に炭素鋼を使用するのは、火力プラント等で多数の使用実績があり、安全性が確立されているためである。この材質は、余剰抽出配管と同様、法令等が定める基準に適合するものである。

c 補助給水設備配管の設計

被告は、補助給水設備配管の設計に当たり、各配管の使用条件を考慮し、配管の口径、板厚、ルート等を決定している。

また、前記ア)cのとおり、本件各号機の敷地周辺で発生することが予測される地震に対しても十分な安全性を確保している。

補助給水設備配管に関する上記構造は、余剰抽出配管と同様、法令等が定める基準に適合するものである。

d 運転の際の劣化防止策

被告は、炭素鋼を使用した配管に想定される経年劣化対策の一つとして、全面腐食が生じにくくするため、二次冷却材のpHを8.5以上に保つなどの二次冷却材の水質管理を実施している。

e 補助給水設備配管に対する点検及び補修等

被告は、保全計画に従って、補助給水設備配管のうち補助給水管及びタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気管については配管の肉厚測定（減肉管理）、漏えい試験及び外観試験を、補助給水ポンプ吸込管については外観検査をそれぞれ実施している。

肉厚測定（減肉管理）は、定期検査の際に実施しているが、測定対象部位全てに定期検査の都度実施しているわけではなく、測定対象部位ごとに測定結果から配管肉厚の余寿命を評価し、それに基づき次回測定時期を設定している。漏えい検査及び外観検査は、定期検査の都度実施している。

なお、補助給水設備配管は事故時に備えるものであり、常に水の流れがあるわけではないため、減肉管理の必要性は低く、法令上も減肉管理は求められていない。

ウ 本件各号機における配管の健全性確保の取組及び技術基準規則等適合性の確認

原子炉等規制法は、段階的規制の体系を採用しているところ、省令62号ないし技術基準規則適合性については、いわゆる後段規制の工事計画認可、使用前検査及び施設定期検査において確認される。

被告は、本件各号機の配管について、次のとおり、設計から運転までの過程の各段階において、関係法令及び民間規格にのっとり、省令62号又は技術基準規則に適合していることを確認している。その結果は、通商産業大臣ないし経済産業大臣又は原子力規制委員会により確認されて

いる。また、被告は、本件各号機の配管について、基準地震動による地震力に対する耐震安全性を確認している。したがって、本件各号機の配管に関する安全性は確保されている。

(ア) 運転開始前における配管の健全性の確認（省令62号ないし技術基準規則適合性の確認）

a 工事計画における配管の健全性の確認（省令62号ないし技術基準規則適合性の確認）

(a) 被告による配管の健全性の確認

被告は、本件各号機で使用する配管について、各配管内を流れる内包流体の条件等を踏まえ、安全が確保されるよう、材料の選定や設計を行っている。具体的には、配管の材料の選定について、内包流体の種類、性質、圧力、温度、配管の使用環境等の条件を考慮して決定するほか、配管の設計に当たっては、上記条件を考慮し、寸法や配管ルートを決定している。

被告は、内包流体の圧力及び温度等や基準地震動による地震力等に対し、配管の健全性が確保できることについて、強度計算を行うことにより、配管が必要な強度を有していることを確認している。

以上の取組により、被告は、本件各号機が、以前は省令62号に、現在は技術基準規則に適合していることを確認している。そして、上記取組について、工事計画にその内容を記載している。

(b) 国による省令62号ないし技術基準規則適合性の確認

工事計画については、以前は通商産業大臣ないし経済産業大臣により、現在は原子力規制委員会により、原子力発電所施設の詳細設計が設置許可と整合しているか、以前は省令62号に、現在は技術基準規則に適合しているかが確認されている。

前提事実(2)イのとおり、被告は、本件各号機の建設に係る工事計

画について、それぞれ通商産業大臣から認可を受け、省令62号に適合していることが確認された。

また、前提事実(7)ウのとおり、本件3号機については平成29年8月25日に、本件4号機については同年9月14日にそれぞれ原子力規制委員会から工事計画認可を受け、技術基準規則に適合することが確認された。

b. 使用前検査における配管の健全性の確認（省令62号ないし技術基準規則適合性の確認）

(a) 被告による配管の健全性の確認

被告は、本件各号機について、配管の据付けの際には、上記の工事計画に基づき、配管メーカーの厳格な品質管理の下で製造された配管を使用し、厳格な品質管理の下で施工を行い、運転開始前に全ての配管に問題がないことを検査で確認している。検査については、工事の工程ごとに材料、寸法、外観、組立て、据付け、耐圧、漏えい及び総合的な機能を確認する検査を実施している。被告は、このような取組の中で、本件各号機が、以前は省令62号に、現在は技術基準規則に適合していることを確認している。

(b) 国による省令62号ないし技術基準規則適合性の確認

以前は通商産業大臣ないし経済産業大臣が、現在は原子力規制委員会が、上記工事に関し、既に認可を受けた工事計画に従って工事が行われたものであること及び以前は省令62号に、現在は技術基準規則に適合するものであることについて、使用前検査において確認する。

前提事実(2)イのとおり、被告は、本件各号機の建設に係る通商産業大臣による使用前検査に合格しており、省令62号に適合していることが確認された。

前提事実(7)ウのとおり、被告は、本件3号機については平成30年5月16日に、本件4号機については同年7月19日にそれぞれ原子力規制委員会による使用前検査に合格し、技術基準規則に適合していることが確認された。

(イ) 運転開始後における配管の健全性の確認（省令62号ないし技術基準規則適合性の確認）

a 被告による配管の健全性の確認

(a) 被告の取組

被告は、運転開始後において、配管の使用状況等に応じ、点検、補修、取替え及び改造等の必要な保全を行っている。

運転開始後の保全では、配管の使用状況や部品、部材等の劣化状況に応じ、定期的に点検、補修、取替え及び改造等を実施している。

具体的には、保全プログラムにおいて、保全を行うべき対象範囲を定め、保全重要度に応じて点検計画、補修・取替え・改造計画といった保全計画を立て、その保全計画に従って、点検、補修、取替え及び改造等を実施している。保全計画においては、設備が関係法令、関係規格、基準に適合していることを確認するとともに、設備の重要性を勘案し、必要に応じて、事故事例や科学的知見も考慮することとしており、事故事例や科学的知見等を入手した場合には、隨時、必要な点検、補修等を実施している。

こうした運転開始後の保全において、被告は、本件各号機が、以前は省令62号に、現在は技術基準規則に適合していることを確認している。

(b) 定期事業者検査による配管の健全性確認

上記の定期的な点検及び補修等のうち、運転経験や工学的知見を考慮し、省令62号ないし技術基準規則に適合していることを定期

的に確認する必要があるものについては、設備の分解、開放、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、磨耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法等で、以前は省令62号に、現在は技術基準規則に適合していることを定期的に確認している（定期事業者検査）。

定期事業者検査における具体的な検査方法については、以前は電気事業法施行規則94条の3及び「原子力発電工作物の保安のための点検、検査等に関する電気事業法施行規則の規定の解釈（内規）」において、現在は実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則56条1項及び「発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイド」において、用いるべき民間規格を含め、定められており、これらに基づき、被告は、施設ごとに検査方法を要領書に定めた上、設備の健全性を確認している。

b 国による省令62号ないし技術基準規則適合性の確認

定期事業者検査の結果については、以前は通商産業大臣ないし経済産業大臣による定期検査、現在は原子力規制委員会による施設定期検査において検査され、以前は省令62号に、現在は技術基準規則に適合していることが確認されている。

被告は、福島第一原発事故前の定期検査において、いずれも経済産業大臣から定期検査終了証を受領し、省令62号に適合していることが確認された。福島第一原発事故後は、原子力規制委員会から、本件3号機については平成30年5月16日に、本件4号機については同年7月19日にそれぞれ施設定期検査終了証を受領し、技術基準規則に適合していることが確認された。さらに、被告は、前提事実(7)ウのとおり本件各号機の通常運転を再開した後、定期事業者検査をそれぞ

れ行い、いずれも技術基準規則に適合していることが確認され、原子力規制委員会から施設定期検査終了証を受領した。

エ　原告らの技術基準規則18条1項及び19条違反の主張に対し被告は、2号機配管ひび割れについて、法令に基づき適切に対応するとともに、ひび割れが発見された配管の取替えを行い、使用前検査を受け、省令62号9条の2（技術基準規則18条1項に相当する規定）に適合することを確認している。また、本件各号機の配管については、省令62号9条の2ないし技術基準規則18条1項に適合することを確認している。

また、省令62号6条ないし技術基準規則19条は、省令62号6条、技術基準規則19条及び「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令と解釈に対する解説」等の規定内容からすると、設計（施工）段階における要求であり、その後の運転段階においてまで求められるものではない。

オ　一次系配管の破断時等における安全性の確保

次のとおり、一次系配管にひび割れによる貫通や破断が発生した場合においても、本件各号機においては、速やかに当該事象を検知し、運転中の原子炉を緊急停止し、非常用炉心冷却設備（ECCS）や補助給水設備により原子炉を冷却することができるため、原子炉の安全性を確保できる。

(ア)　一次系配管のひび割れが貫通しても原子炉を安全に停止できること
本件各号機において、仮に一次系配管に生じたひび割れが当該発生部を貫通し、一次冷却材の漏えいが発生したとしても、原子炉格納容器モニタの数値上昇、凝縮液量測定装置における凝縮液量の増加、格納容器サンプル水位の上昇率増加等により漏えいを早期に検知することができる。
したがって、一次系配管が破断に至る前に原子炉停止等の適切な対応を

取ることができる。

(イ) 一次系配管が破断に至っても原子炉を安全に冷却できること

仮に一次系配管が破断し、一次冷却材が流失するような事故に至ったとしても、次のとおり、原子炉が緊急停止し、非常用炉心冷却設備（ECCS）及び補助給水設備により原子炉を安全に冷却できる。

a 原子炉の緊急停止

一次系配管の破断等により原子炉格納容器内に一次冷却材が漏えいした場合、検出器が一次冷却材の流量等の異常を検知し、中央制御室へ警報が発せられる。あわせて、燃料や原子炉容器等の損傷を防止するため、検出器があらかじめ定めた許容値を超える異常を検知した時点で、原子炉トリップ信号により、制御棒が急速に挿入され、原子炉は自動的に緊急停止する。

b 非常用炉心冷却設備（ECCS）等の作動

【非常用炉心冷却設備（ECCS）の作動】

非常用炉心冷却設備（ECCS）は、一次系配管の破断等により燃料や原子炉容器等に損傷のおそれがある場合、原子炉内にほう酸水を注入する設備である。高圧注入系、低圧注入系及び蓄圧注入系の三つの注水系統から構成されており、検出器が一次冷却材圧力の著しい低下や原子炉格納容器圧力の上昇等の異常を検知した際に自動的に作動し、原子炉への注水を開始する。

【原子炉格納容器スプレイ設備の作動】

原子炉格納容器スプレイ設備は、一次系配管が破断し、高圧、高温の一次冷却材が蒸気の状態で原子炉格納容器に充满した場合、原子炉格納容器内の圧力、温度が上昇し、原子炉格納容器が破損するおそれがあるため、冷却水をスプレーリングから原子炉格納容器内に噴霧することにより、蒸気を凝縮して水に変え（体積を減少させ）、原子炉

格納容器内の圧力、温度を低下させ、また、冷却水に苛性ソーダを添加し噴霧することにより、一次系配管の破断等により原子炉格納容器内に漏えいした放射性よう素と苛性ソーダとを反応させ、放射性よう素を除去するための設備である。検出器が一次系配管の破断等による原子炉格納容器内の圧力上昇等の異常を検知した際に自動的に作動する。

【アニュラス空気浄化設備の作動】

アニュラス空気浄化設備は、アニュラス空気浄化ファン、アニュラス空気浄化フィルタユニット等で構成された設備である。アニュラス空気浄化ファンの作動によりアニュラス部の圧力を原子炉格納容器より負圧にし、アニュラス部に漏れ出した原子炉格納容器の空気（蒸気）に含まれる放射性物質をアニュラス空気浄化フィルタユニットにより除去する。非常用炉心冷却設備（ECCS）の作動と同時に自動的に作動する。

c 補助給水設備による冷却

補助給水設備は、二次冷却材の循環に通常用いている主給水ポンプが使用できない場合や一次系配管の破断等により非常用炉心冷却設備（ECCS）が作動した場合などにおいて、復水タンク（本件3号機）又は復水ピット（本件4号機）から蒸気発生器へ二次冷却材を供給し、一次冷却材と熱交換することにより、原子炉を冷却する（原子炉停止後の崩壊熱を除去する）設備である。一次系配管の破断等により非常用炉心冷却設備（ECCS）が作動した際、自動的に作動し、原子炉の冷却を開始する。

力 総まとめ

被告による配管の破断防止に向けた取組により配管破断等が生じること自体がまず考えられない。また、配管破断等が発生したときに備えて、

炉心の著しい損傷や周辺環境への放射性物質の異常な放出を防止する対策として非常用炉心冷却設備（ECCS）等の安全確保対策を講じている。

したがって、配管の安全性は確保されており、仮に配管に異常が生じたとしても本件各号機の安全性は十分に確保されており、原告らが主張するような重大事故（一次系配管の破断、炉心溶融から水素爆轟による原子炉格納容器の破損）に至ることはない。

(3) 本件各号機に係る火山事象の危険性の有無

(原告らの主張)

ア 立地評価

(ア) 立地評価に関する火山ガイドの不合理性

現在の科学的技術的知見をもってしても、原子力発電所の運用期間中に検討対象火山が噴火する可能性やその時期及び規模を的確に予測することは困難であるといわざるを得ないから、立地評価に関する火山ガイドの定めは、少なくとも地球物理学的及び地球化学的調査等によって、検討対象火山の噴火の時期及び規模が相当前の時点で的確に予測できることを前提としている点において、その内容が不合理であるといわざるを得ない。また、発電用原子炉施設の安全性確保のために立地評価を行う趣旨からすれば、火山噴火の時期及び規模を的確に予測することが困難であるという現在の科学技術水準の下においては、少なくとも過去の最大規模の噴火により設計対応不可能な火山事象が原子力発電所に到達したと考えられる火山が当該発電用原子炉施設の地理的領域に存在する場合には、原則として立地不適とすべきである。つまり、検討対象火山が噴火する可能性やその時期及び規模を的確に予測することができない以上、設計対応が不可能な火山事象が原子力発電所の運用期間中に影響を及ぼす可能性が十分小さいといえるか否かを検討するまでもなく、立

地不適と判断すべきこととなる。

(イ) 運用期間中の火山活動可能性の評価

被告は、本件申請において、本件各号機に影響を及ぼし得る火山として、完新世に活動があった火山及び完新世に活動がないが将来の活動可能性がある火山の双方が存在することを認めているから、将来の活動可能性が否定できない火山があることを認めている。

火山ガイドは、将来の活動可能性があると評価した火山について、将来の活動可能性を評価する際に用いた調査結果、必要に応じて実施する地球物理学的調査の結果、必要に応じて実施する地球化学的調査の結果を基に、原子力発電所の運用期間中における検討対象火山の活動の可能性を総合的に評価し、検討対象火山の活動の可能性が十分小さいかどうかを判断すべきものとしている。

しかし、現時点での火山学の知見を前提とした場合、上記の調査により原子力発電所の運用期間中における検討対象火山の活動の可能性が十分小さいかどうかを判断できると認めるに足りる証拠はない。

被告は、火山の評価方法について、①プリニー式噴火ステージ（破局的噴火に先行してプリニー式噴火が間欠的に発生）、②破局的噴火ステージ（破局的噴火が発生）、③中規模火碎流噴火ステージ（破局的噴火時の残存マグマによる火碎流が発生）、④後カルデラ火山噴火ステージ（多様な噴火様式の小規模噴火が発生）の順をたどるという Nagaoka (1988) によるステージの区分を参考に検討し、阿蘇カルデラについて今は、現在のマグマ溜まりは破局的噴火直前の状態ではなく、今後も現在の④の噴火ステージが継続すると判断している。しかし、被告の主張によっても、①の噴火ステージから②の噴火ステージに移行するまでの時間的間隔は不明であり、現時点が破局的噴火直前の状態でないことが認められるにとどまり、本件各号機の運用期間中における活動可能性が十

分小さいとまで判断することはできない。

被告は、Druitt et al. (2012) を論拠にして運用期間中のV.E.I (火山爆発指数) 7以上の噴火の活動可能性は十分に小さいと評価しているが、Druitt et al. (2012) は日本における火山予知が可能であるという論拠にはならないから、これを論拠として火山噴火を事前に予測することは不可能であり、上記のような評価をすることはできない。

現時点での噴火予測についての火山学の一般的知見は、火山学者緊急アンケート及び藤井（2016）のとおり、火山噴火の予知はできないというものである。

超巨大噴火が発生するのは、6000年から1万年に一度ともいわれているところ、原子力発電所の運用期間という短期間の間の火山活動可能性が十分小さいかを予測できるという根拠はどこにも示されていない。立地評価に関する火山ガイドの定めは、検討対象火山の噴火時期及び規模が相当以前の時点での的確に予測できることを前提としており、不合理である。

(ウ) 設計対応不可能な火山事象の到達可能性の評価

前記(イ)によれば、本件各号機についていえば、検討対象火山の活動の可能性が十分小さいとは判断できないから、火山活動の規模と設計対応不可能な火山事象の到達可能性を評価することとなる。検討対象火山の調査結果からは原子力発電所の運用期間中に発生する噴火規模を推定することはできないから、検討対象火山の過去最大の噴火規模を想定し、これにより設計対応不可能な火山事象が原子力発電所に到達する可能性が十分小さいかどうかを検討する必要がある。本件各号機についていえば、上記の検討対象火山の過去最大の噴火規模は、阿蘇4噴火である。

火山ガイドにおいて、半径160kmの範囲が地理的領域とされているのは、国内の最大規模の噴火である阿蘇4噴火において、火碎物密度流

が到達した距離が 160 km であると考えられているためである。阿蘇カルデラにおいて阿蘇 4 噴火と同規模の噴火が起きた場合、阿蘇カルデラから約 120 km の距離にある本件各号機の敷地に火碎流が到達する可能性が十分小さいと評価するためには、相当程度確かな立証が必要であるところ、阿蘇 4 噴火の火碎流が本件各号機の敷地に到達していたことが高度に推認される。

火碎流が原子力発電所に到達する場合、設計対応は到底できない。

(エ) 小括

以上によれば、阿蘇 4 噴火と同規模の噴火により設計対応不可能な火山事象である火碎物密度流が本件各号機の敷地に到達する可能性が十分小さいとはいえないで、本件各号機について、立地は不適となる。

したがって、影響評価の判断をするまでもなく、本件処分は設置許可基準規則 6 条 1 項に反し違法であり、本件各号機の安全性に欠ける点があり、住民の生命、身体、健康が侵害される具体的危険性があることが推認される。

イ 影響評価

(ア) 降下火碎物の最大層厚及び密度の過小評価

【地理的領域外の火山による降下火碎物について】

被告は、約 3 万年前に V E I 7 の破局的噴火を起こした姶良カルデラ及び約 0.7 万年前に V E I 7 の破局的噴火を起こした鬼界アカホヤの噴火による降下火碎物を想定しておらず、火山ガイドに反し不合理である。姶良カルデラの破局的噴火は、近畿地方ですら 20 cm 以上の火山灰堆積が認められており、同規模の噴火が起これば、本件各号機の敷地に 20 cm 以上の火山灰が堆積することは確実である。被告は、降下火碎物の最大層厚を 10 cm と設定しているが、10 cm で足りることが証明されていない。

【地理的領域内の火山による降下火碎物について】

阿蘇カルデラの地下には、少なくとも体積14.1～33.5km³のマグマ溜まりが存在する。この体積は、須藤ほか（2006）が存在を指摘する直径3～4kmのマグマ溜まりを $V = 4/3 \pi r^3$ の計算式で計算したものである。現在の火山学の知見を前提とすると、被告が依拠する噴火ステージ論や現在判明している上記のマグマ溜まりの状況からみて、本件各号機の運用期間中に阿蘇山においてVEI 6（噴出量10km³以上）以上の噴火が生じる可能性が十分に小さいと評価することはできない。VEI 6（巨大噴火）の最小噴火規模（噴出量10km³）を前提にしたとしても、噴出量は、被告が想定した九重第1噴火の噴出量（6.2km³）の2倍近くになるから、最大層厚を2.2cmと評価するのは過小評価である。上記のとおり、地理的領域外の火山の噴火ですら、本件各号機の敷地には、20cm以上の火山灰堆積が認められるのであるから、阿蘇カルデラにおいて阿蘇4噴火（噴出量600km³以上のVEI 7噴火）と同規模の破局的噴火が起これば、本件各号機の敷地での火山灰堆積は20cmを超えることは十分に考えられる。そうすると、最大層厚を10cm、降下火碎物の乾燥密度を1.0g/cm³、湿潤密度を1.7g/cm³とすることも過小評価である。

(イ) 設計対応及び運転対応の妥当性

火山ガイドは、「降下火碎物は、最も広範囲に及ぶ火山事象で、ごくわずかな火山灰の堆積でも、原子力発電所の通常運転を妨げる可能性がある」とする。そして、降下火碎物の直接的影響の確認事項として、特に「③ 外気取入口からの火山灰の侵入により、換気空調系統のフィルタの目詰まり、非常用ディーゼル発電機の損傷等による系統・機器の機能喪失がなく、加えて中央制御室における居住環境を維持すること。」

(6. 1 (3) (a)③) を求めている。

フィルタの目詰まりや発電機の損傷については、降下火碎物の量が大きく関わるところ、被告の設定する 10 cm の層厚は過小評価であり、20 cm 以上の層厚に対して、設計対応及び運転対応が可能であることが示されなければならない。本件各号機については、20 cm の層厚の降下火碎物に対して上記③の求める系統・機器の機能喪失がないことの確認がされていない。

このように「非常用ディーゼル発電機の損傷等による系統・機器の機能喪失」がないことの証明がされていないということは、全電源喪失に至って冷却機能を維持できなくなる可能性が否定できないということである。

被告の主張を前提としても、非常用ディーゼル発電機について、実際の降下火碎物とは質的にも量的にも異なる状況下で、僅か「7日間の連続運転」しか確認されておらず、「原子力発電所外での影響（長期間の外部電源の喪失及び交通の途絶）を考慮し、燃料油等の備蓄又は外部からの支援等により、原子炉及び使用済燃料プールの安全性を損なわないように対応が取れる」（火山ガイド 6. 1 (3) (b)）とは到底いえない。7日以内に外部電源が復旧する保証はどこにもない。

(ウ) 小括

したがって、本件各号機への火山事象の影響評価について、被告による基準適合判断の合理性の証明がされたとはいえないため、本件処分は、設置許可基準規則 6 条 1 項に反し違法であり、本件各号機の安全性に欠ける点があり、住民の生命、身体、健康が侵害される具体的危険性があることが推認される。

ウ 被告の破局的噴火に関する評価等について

(ア) 火山ガイドの図 1 「原子力発電所に影響を及ぼす火山影響評価の基本フロー」の立地評価の④の判断手法について



被告は、破局的噴火は、日本列島のカルデラ火山において数万年から十数万年に1回程度の極めて低い頻度で発生する火山事象であると主張した上で、破局的噴火が運用期間中に発生する可能性について、総合的に評価し、運用期間中における破局的噴火の可能性が十分小さいことを確認したとする。しかし、火山ガイドは、火山ガイドの図1の「④設計対応不可能な火山事象が、原子力発電所運用期間中に影響を及ぼす可能性が十分小さいか」の評価を求めているところ、上記の被告の「数万年から十数万年に1回程度の極めて低い頻度」という評価は、火山ガイドの図1の「②完新世に活動があったか」及び「③将来の活動可能性はあるか」という評価すなわち「将来の活動可能性が否定できない火山」についての評価をしているだけであり、上記の④の評価をしたとはいえない。

また、被告は、火山ガイドの定めに反し、破局的噴火の発生確率が極めて低く、無視し得るような主張をする。しかし、破局的噴火は、広域的な地域に重大かつ深刻な災害を引き起こすものであり、かつ、その発生の可能性は防災の観点からは十分な頻度の事象である。したがって、破局的噴火によるリスクは、社会通念上容認できないものであることは明らかである。

(イ) 対象火山の活動の可能性が十分に低いといえるのかについて
現時点の火山学の知見を前提とした場合、原子力発電所の運用期間中における検討対象火山の活動の可能性が十分小さいかどうかを判断できると認めるに足りる証拠はない。被告は、噴火間隔、噴火ステージ及びマグマ溜まりの状況等から火山活動の可能性が十分小さいと評価できるとするが、次のとおり、阿蘇カルデラの活動可能性が十分小さいとは判断できず、前記のとおり、阿蘇4噴火の火砕流が本件各号機の敷地に到達していたことが高度に推認される。

a 噴火間隔について

被告は、噴火間隔を破局的噴火に必要な大量のマグマが蓄積されるために必要な時間の経過という観点で捉え、運用期間中に破局的噴火が発生する可能性が十分小さいことを確認した旨主張する。

しかし、巽好幸は、「まず指摘すべきは、巨大噴火の活動間隔は「周期」という概念が適用できないほどに不揃いであり、最後のイベントからの経過時間が将来の噴火の切迫度を示す指標として使えない点である。日本列島で最も頻繁に巨大噴火を繰り返してきた阿蘇火山の事例を眺めてみよう。この火山では9万年前、12万年前、14万年前、そして26万年前に巨大噴火が起きている。つまり過去4回の巨大噴火の活動間隔は2万年から12万年と極めて幅が大きい。巨大噴火のサイクルには、一定のマグマ生成率の下でマグマ溜りがある大きさ（臨界サイズ）に達すると巨大噴火が発生する、というようなシンプルなモデルは適用できないのだ。」（巽（2018））とし、噴火間隔に基づく予測はできないことを明言している。

b 噴火ステージについて

各噴火ステージの間隔は全く明らかでなく、プリニー式噴火ステージから破局的噴火ステージに移行するまでの時間的間隔は不明である。また、VEI 7クラスの破局的噴火の直前にプリニー式噴火等の爆発的噴火が先行することが多いことを指摘する文献（小林ほか（2010）、前野（2014））もあり、被告の主張を前提にしたとしても、現時点が破局的噴火直前の状態でないことが認められるにとどまり、本件各号機の運用期間中における活動可能性が十分小さいとまで判断することはできない。

c マグマ溜まりについて

マグマ溜まりによる噴火の予測には限界がある。また、マグマ溜ま

りの状況の把握は困難であり、現在の火山学の水準では、「大規模なマグマ溜まりは存在せず、破局的噴火直前の状態ではない」と断言することはできない。

東宮（2016）によれば、噴火に当たって、マグマ溜まりの状況の変化（マッシュの再流動化）は比較的短期間（数箇月から数十年）に起こるということであるから、運用期間中に巨大噴火が発生するという点についてマグマ溜まりの状況等から一定程度確認できるという考え方には相応の科学的根拠があるとはいえない。

d 小林（2017）について

被告は、小林（2017）を根拠として、カルデラ噴火の前兆現象に関する最新の知見からも、阿蘇カルデラが本件各号機の運用期間中に破局的噴火を起こす可能性は十分低いとする被告の評価が合理的であることが裏付けられていると主張する。

しかし、小林（2017）は、原子力規制庁からの請負により、カルデラ噴火のモデルと今後の研究すべき方向性についての考えを述べたものであり、作成者である小林哲夫は、小林（2017）を論文として位置付けておらず、仮説を示したにすぎない。被告が小林（2017）を引用する部分は、飽くまで仮説にすぎないモデルからの推定であり、九州のカルデラ噴火の予知、予測したものではない。

小林（2017）においても、全てのカルデラ噴火に前兆現象が起きるとしているわけではなく、小林（2017）の記載に従っても、前兆現象からカルデラ噴火までの期間が数百年あると判断することはできない。そうすると、小林哲夫のモデルから導かれる結論としての、鬼界カルデラ以外の九州のカルデラでは今まで前兆現象がないから「今後数100年以内にカルデラ噴火が発生することはないとであろう」という記述は誤りである。石原和広京都大学名誉教授は、原子力施設

における火山活動のモニタリングに関する検討チーム第1回会合において、「巨大噴火は何らかの前駆現象が数カ月、あるいは数年前に発生する可能性が高い」としている。

したがって、小林（2017）を基に阿蘇カルデラが本件各号機の運用期間中に破局的噴火を起こす可能性が十分小さいとはいえない。

エ 本件5カルデラのモニタリングについて

被告は、本件5カルデラについて、引き続きモニタリングを行い、破局的噴火に発展する可能性が僅かでも存するような事象が確認された時点で、直ちに適切な対処を行うとする。

しかし、上記ウのとおり、「巨大噴火は何らかの前駆現象が数カ月、あるいは数年前に発生する可能性が高い」し、何か異常があったとしても、それが巨大噴火に結びつくかどうかはわからないというのが現状であり、モニタリングで異常が認められたとしても、どの程度の規模の噴火に至るのか、あるいは定常状態からの「ゆらぎ」の範囲なのか識別できないおそれがあるとされている。使用済燃料を安全圏に運び出す作業を完了させるためには10年以上を要するところ、巨大噴火の10年前に原子力発電所の運転を停止し使用済燃料を運び出すという判断をなし得る前駆現象を探知し得るという根拠は示されていない。

オ 原子力発電所の安全確保の上で破局的噴火を想定しなくとも安全性に欠けるところはないとの社会通念について

被告は、破局的噴火は、桁外れに大規模な自然現象であり、広域的な地域に重大かつ深刻な災害を引き起こすものである一方、極めて低頻度な事象であり、多くの裁判例において、破局的噴火が発生する可能性が相応の根拠をもって示されない限り、原子力発電所の安全確保の上で自然災害として想定しなくても安全性に欠けるところはないとするのが、現時点における我が国の社会通念であるなどと判断されているところであ

ると主張する。

しかし、「設計対応不可能な火山事象が、原子力発電所運用期間中に影響を及ぼす可能性が十分小さいか」の判断ができなければ、立地不適とするというのが火山ガイドの考え方である。設計対応不可能な火山事象について、何万年に一度の発生頻度であっても、将来の活動可能性が否定できない場合には、その火山事象が原子力発電所に影響を及ぼす可能性が十分に小さいといえなければ、立地不適となるのである。「社会通念」なる概念を用いて、火山ガイドを無視して立地不適としないことは誤りである。

また、巨大噴火のリスクは発生確率が低いから容認するという社会通念は存在しない。巨大噴火の予測や火山の監視は、重要な社会的課題となりつつある。立法府及び行政府が火山噴火に対する具体的な政策を怠っているだけである。国民の破局的噴火ないし巨大噴火に対する社会通念とは、その脅威を正しく理解し、適切な措置を取りたいというものである。破局的噴火のリスクは発生確率が低いから容認すべきだというのは日本の社会通念ではなく、むしろ、専門的技術的に策定された火山ガイドに従って、危険性が確認されたのであれば、原子力発電所の安全性が欠けていると考えるのが社会通念である。

カ 「基本的な考え方について」について

「基本的な考え方について」は、「巨大噴火によるリスクは、社会通念上容認される水準であると判断できる」としているが、前記のとおり、社会通念を持ち込むことは誤りである。そもそも「基本的な考え方について」は、火山事象の発生可能性という判断が可能であるという前提が誤っている。また、火山ガイドには、巨大噴火の可能性評価について、巨大噴火を下回る噴火と別扱いにするなどの記載はないにもかかわらず、「基本的な考え方について」は、巨大噴火について緩やかな基準を定立

している。巨大噴火の発生頻度が低いからといって、基準を緩和して「巨大噴火が差し迫った状態にあるかどうか、及び運用期間中に巨大噴火が発生するという科学的に合理性のある具体的な根拠があるかどうか」という要件を新たに設定することは火山ガイドに反する。

(被告の主張)

ア 被告による評価の結果

被告は、本件各号機の火山影響評価として、文献調査、地形・地質調査及び地球物理学的調査を行い、将来の活動可能性を否定できない火山として、五つのカルデラ火山（阿蘇、加久藤・小林、姶良、阿多、鬼界）（本件 5 カルデラ）を含む 21 火山（本件 5 カルデラ並びに壱岐火山群、多良岳、小値賀島火山群、雲仙岳、南島原、金峰山、万年山火山群、船野山、涌蓋火山群、福江火山群、九重山、立石火山群、野稲火山群、由布岳、高平火山群及び鶴見岳の 16 火山）を抽出した上で、各火山の火山活動に関する個別評価、すなわち設計対応不可能な火山事象が運用期間中に影響を及ぼす可能性の評価を行った。

本件 5 カルデラについては、運用期間中における破局的噴火の可能性が十分小さいことを確認したため、現在の噴火ステージにおける既往最大規模の噴火を考慮し、また、その他の 16 火山については、各火山の既往最大規模の噴火を考慮して評価した結果、火山事象が本件各号機の安全性に影響を及ぼす可能性は極めて低いことを確認した。

また、本件 5 カルデラについては火山活動のモニタリングを実施し、破局的噴火が発生する可能性が十分小さいことを継続的に確認している。モニタリングにおいて破局的噴火に発展する可能性が僅かでも存するような事象が確認された時点で、直ちに適切な対処を行うこととしている。

イ 破局的噴火及び破局的噴火に関する評価について

破局的噴火は、VEI（火山爆発指数）7 以上の噴火であり、 100 km^3

以上の噴出物を伴う噴火のことをいう。破局的噴火では、直径10kmを超える大規模なマグマ溜まりが地殻内に形成され、マグマ溜まりの圧力の上昇などにより噴火が発生、継続し、大量のマグマを噴出すると、マグマ溜まりに空洞が生じ、天井部が破壊され、巨大なカルデラが生じる。破局的噴火は、一般の火山噴火と比較すると、より広範囲かつ大規模な地殻変動や地震などが観測されると考えられる。

破局的噴火は、桁外れに大規模な自然現象であり、広域的な地域に重大かつ深刻な災害を引き起こすものである一方、極めて低頻度な事象であり、有史以来、人類が経験したことのない自然現象であるため、資料やデータが乏しく、発生に至るまでの原理や機序について完全に解明されているものではない。そのように現在の火山学自体に限界がある中で、被告は、国内に限らず海外の知見も含めた最新の知見を可能な限り収集して検討した上で、これらを踏まえた評価を行った。被告の評価は、現在の科学技術水準に照らして十分な合理性を有する。

ウ 運用期間中の本件5カルデラの破局的噴火の発生可能性の評価方法について

以下の(ア)～(ウ)のとおり、被告は、運用期間中の本件5カルデラの破局的噴火の発生可能性について、①破局的噴火の噴火間隔、②噴火ステージ、③マグマ溜まりの状況の三つの観点を総合的に考慮して評価を行った。これは、最新の知見に照らしても合理的なものである。

(ア) 破局的噴火の噴火間隔について

破局的噴火は極めて大規模な噴火であり、地下のマグマ溜まりに大量のマグマが蓄積されることが必要である。被告は、各カルデラ火山における破局的噴火の噴火間隔と最新の破局的噴火からの経過時間との比較により、破局的噴火に必要な大量のマグマが蓄積するために必要な時間が経過しているかを検討した。

なお、原告らは、巽教授の見解（巽（2018））を基に、巨大噴火の噴火間隔は「周期」という概念が適用できないほど不ぞろいであり、一定のマグマ生成率の下でマグマ溜まりがある大きさに達すると巨大噴火が発生するというようなシンプルなモデルは適用できない旨主張するが、噴火間隔により将来の噴火可能性を評価する手法については、火山学において一般的に一定の有用性が認められており、本件5カルデラの破局的噴火の噴火間隔から、将来の破局的噴火の噴火可能性を評価し、一つの考慮要素とすることは、合理的である。

また、被告は、鹿児島地溝にある3カルデラ（加久藤・小林、始良、阿多）全体としての噴火間隔についても検討したところ、階段ダイヤグラムにおける過去60万年間の破局的噴火の噴火間隔は、約9万年の周期性を有していることが分かった。上記3カルデラにおける最新の破局的噴火は、約3万年前の始良Tn噴火であり、始良Tn噴火からの経過期間は約9万年よりも十分短いことから、被告は、運用期間中に上記3カルデラで破局的噴火が発生する可能性が低いことに関する積極的な事情の一つとして考慮した。

(イ) 噴火ステージについて

噴火ステージは、過去の噴火活動から活動期を分類するものであり、ハザードマップの作成に際しても用いられるなど、対象とすべき火山の活動時期、噴火規模等を想定する考え方の一つである。

Nagaoka (1988) は、詳細な地質調査（テフラの対比等）に基づき、始良カルデラ、阿多カルデラ及び鬼界カルデラの噴火史を明らかにし、噴火ステージに関する総合的な検討を行った論文であり、①鹿児島地溝における噴火サイクルについて、噴火フェーズの考えに基づくと、プリニ式噴火サイクル、大規模火碎流噴火サイクル、中規模火碎流噴火サイクル及び小規模噴火サイクルに分類されること、②始良カルデラ及び

阿多カルデラでは、10万年間に複数回のプリニ一式噴火サイクルが、それぞれ大規模火碎流噴火サイクルの前に断続的に発生し、数万年間に及び、大規模火碎流噴火サイクルに続いて、中規模火碎流噴火サイクルが1万年間続き、次いで、後カルデラ火山で小規模噴火サイクルが発生し、これらのサイクルは5～8万年続く「噴火マルチサイクル」を構成すること、③鬼界カルデラは、この一般的パターンの例外であり、噴火口にかかる高い水圧のため、プリニ一式噴火サイクルと中規模火碎流噴火サイクルが存在しないこと、④鹿児島地溝のカルデラは、1回の大規模火碎流噴火サイクルで生じたのではなく、複数の噴火サイクル及びマルチサイクルで形成されたことが述べられている。

被告は、Nagaoka (1988) の知見から、姶良カルデラ及び阿多カルデラにおいては、プリニ一式噴火ステージ、破局的噴火ステージ、中規模火碎流噴火ステージ及び後カルデラ火山噴火ステージから成る噴火マルチサイクルを繰り返し、鬼界カルデラにおいては、破局的噴火ステージ及び後カルデラ火山噴火ステージから成る噴火マルチサイクルを繰り返すと考えることに一定の合理性があると考えた。また、Nagaoka (1988) に示された噴火ステージの考え方は、他のカルデラ火山についても一定の参考になると考え、加久藤・小林カルデラ及び阿蘇カルデラにおける過去の噴火履歴を基に噴火ステージについて評価したところ、いずれもプリニ一式噴火ステージ及び中規模火碎流噴火ステージは確認できず、破局的噴火ステージ及び後カルデラ火山噴火ステージのみが確認できた。

そこで、被告は、本件5カルデラについて、各カルデラ火山の噴火ステージを検討し、運用期間中の破局的噴火の可能性に関する一つの考慮要素とした。

(ウ) マグマ溜まりの状況について

マグマ溜まりとは、地下深部から上昇してきたマグマが地殻浅所で一

時的に蓄えられたものである。

マグマは、珪素 (SiO_2) の量が少ない順番に、玄武岩質、安山岩質、デイサイト質及び流紋岩質の四つに分類され、珪素 (SiO_2) の量が少ないとほど密度が高く粘り気が低いところ、破局的噴火を発生させるのはデイサイト質及び流紋岩質のような珪素 (SiO_2) の量が多い珪長質の大規模なマグマ溜まりである。

マグマ溜まりは、時間とともにマグマの密度に応じた浮力中立点（珪長質マグマは地下深さ 7 km 以浅）へと移っていく傾向があるとされる。そして、破局的噴火を発生させるためには、深さ 10 km よりも十分浅い位置に、破局的噴火を発生させ得るほど多量の珪長質マグマが蓄積されている必要がある。

そこで、被告は、本件カルデラについて、深さ 10 km 以浅における大規模なマグマ溜まりの有無を検討した。

この点、原告らは、現在の科学技術水準では、地下のマグマ溜まりを精度良く把握することは困難である旨主張するが、被告は、地下のマグマ溜まりの位置及び規模を正確に把握できることを主張するものではない。前記のとおり、破局的噴火は、有史以来、人類が経験したことのない自然現象であるため、資料やデータが乏しいものの、桁外れに大規模な自然現象であって、一般の火山噴火と比較すると、より広範囲かつ大規模な地殻変動や地震などが観測されると考えられることから、運用期間中に破局的噴火を起こし得るような大規模なマグマ溜まりの有無を評価することは可能であると考えられる。

また、Druitt et al. (2012) は、ミノア噴火に関する結晶の成長に関する分析から、破局的噴火直前の 100 年程度の間に急激にマグマが供給されたと推定しているなどし、多くのカルデラ噴火の前にはマグマ溜まりの膨張があったと考えられるところ、マグマ溜まりの規模の変化

は、カルデラ火山の基線長の変化から推定することができる。

そこで、被告は、基線長の変化からマグマ溜まりの増大の有無について検討し、その結果を考慮した。

エ 本件5カルデラの個別評価

(ア) 阿蘇カルデラについて

a 破局的噴火の噴火間隔について

阿蘇カルデラは、破局的噴火の最短の噴火間隔が約2万年、平均発生間隔が約5.3万年であるのに対して、最後の破局的噴火からは約9万年が経過している。このことのみからすると、既に破局的噴火のマグマ溜まりを形成している可能性又はもはや破局的噴火を発生させる供給系ではなくなっている可能性があり、破局的噴火が切迫している可能性があるとの評価もあり得る。

b 噴火ステージについて

現在の阿蘇カルデラにおける噴火活動は、最新の破局的噴火以降、阿蘇山において草千里ヶ浜軽石等の多様な噴火様式の小規模噴火が発生しているのみであり、破局的噴火ステージにあると評価すべき事情が存しないことから、後カルデラ火山噴火ステージにあると考えられ、阿蘇カルデラにおいて運用期間中に破局的噴火が発生する可能性が低いことに関する積極的な一つの事情として考慮した。

c マグマ溜まりの状況について

阿蘇カルデラにおいて、地下深さ10kmより十分浅い位置に、大規模な珪長質マグマ溜まりは存在しない。この点、阿蘇カルデラに関しては、カルデラ中央部の地下深さ6km付近にマグマ溜まりがあると考えられているが、これは、破局的噴火を起こし得る大規模な珪長質マグマ溜まりではない。

また、国土地理院による電子基準点の解析結果によると、大きな基

線長の変化はなく、マグマ溜まりの顕著な増大は認められない。

したがって、阿蘇カルデラにおいて、破局的噴火を起こし得るようなマグマ溜まりが存在する可能性は低いと考えられ、被告は、運用期間中に破局的噴火が発生する可能性が低いことに関する積極的な事情として考慮した。

d 小括

被告は、前記aからcまでを総合的に考慮して、阿蘇カルデラにおいて、運用期間中に破局的噴火が発生する可能性は極めて低いと評価した。

e 前兆現象に関する最新の知見である小林（2017）について

小林（2017）は、地質学的な見地からカルデラ噴火のモデル（前兆現象）を提示し、阿蘇カルデラを含む九州のカルデラ火山について考察を加えたものであるところ、阿蘇カルデラを含む国内及び国外のカルデラ火山において、過去のカルデラ噴火の100年から数百年以上前に溶岩を噴出する形式の噴火が発生していること等から、カルデラ噴火の前兆現象として珪長質マグマの流出的噴火が発生すると考えられること、しかし、阿蘇カルデラを含む本件5カルデラについては、鬼界カルデラ以外では過去数百年以内に珪長質マグマの噴火が発生していないこと、鬼界カルデラにおける1934年から1935年にかけての流紋岩質マグマの噴出がカルデラ噴火の前兆現象であれば、急激な地盤の上昇などが観測されるはずであるが、そのような兆候は全く観測されていないことから、今後数百年以内にカルデラ噴火が発生することはない旨の見解を明らかにしている。このように、カルデラ噴火の前兆現象に関する最新の知見からも、阿蘇カルデラが本件各号機の運用期間中に破局的噴火を起こす可能性は十分低いとする被告の評価が合理的であることが裏付けられている。

(イ) 加久藤・小林カルデラについて

a 破局的噴火の噴火間隔について

加久藤・小林カルデラは、最後の破局的噴火（加久藤噴火）から約33万年が経過しているが、加久藤噴火とその前の破局的噴火（小林笠森噴火）は約20万年の間隔である。このことのみからすると、破局的噴火が切迫している可能性があるとの評価もあり得るが、前記ウ(ア)のとおり、鹿児島地溝の3カルデラにおける破局的噴火間隔については、加久藤・小林カルデラにおいて運用期間中に破局的噴火が発生する可能性が低いことに関する積極的な一つの事情といえる。

b 噴火ステージについて

現在の加久藤・小林カルデラにおける噴火活動は、最新の破局的噴火以降、霧島山においてイワオコシ軽石等の多様な噴火様式の小規模噴火が発生しているのみであり、破局的噴火ステージにあると評価すべき事情が存しないことから、後カルデラ火山噴火ステージにあると考えられ、加久藤・小林カルデラにおいて運用期間中に破局的噴火が発生する可能性が低いことに関する積極的な一つの事情として考慮した。

c マグマ溜まりの状況について

加久藤・小林カルデラにおいて、地下深さ10kmより十分浅い位置に、大規模な珪長質マグマ溜まりは存在しない。加久藤カルデラの南東縁に位置する霧島火山群に関し、北西部の火山（硫黄山、新燃岳、中岳）の地下深さ10km付近にマグマ溜まりがあると考えられているが、硫黄山や新燃岳における噴出物が安山岩質であることから、浅い位置に大規模な珪長質のマグマ溜まりが存在する可能性は低い。また、マグマ溜まりが水平方向に拡がっているのは約10km以深であって、10kmより十分浅い位置には拡がっていないことから、破局的噴火を

起こし得るような大規模な珪長質のマグマ溜まりではない。

d 小括

被告は、前記aからcまでを総合的に考慮して、加久藤・小林カルデラにおいて、運用期間中に破局的噴火が発生する可能性は極めて低いと評価した。

(ウ) 始良カルデラについて

a 破局的噴火の噴火間隔について

始良カルデラは、最後の破局的噴火（始良Tn噴火）から約3万年が経過しているが、始良Tn噴火の前の破局的噴火は約6万年以上前であるから、経過時間は、破局的噴火の噴火間隔に比べて十分に短いため、運用期間中に始良カルデラで破局的噴火が発生する可能性が低いことに関する積極的な事情として考慮した。また、前記ウ(ア)のとおり、鹿児島地溝の3カルデラにおける破局的噴火の噴火間隔についても、始良カルデラにおいて運用期間中に破局的噴火が発生する可能性が低いことに関する積極的な事情として考慮した。

b 噴火ステージについて

現在の始良カルデラにおける噴火活動は、桜島において多様な噴火様式の小規模噴火が発生しているのみであり、プリニー式噴火が間欠的に発生しているものではなく、Nagaoka (1988) においても、現在、始良カルデラが後カルデラ火山噴火ステージにあることが示されていることから、運用期間中に始良カルデラで破局的噴火が発生する可能性が低いことに関する積極的な事情として考慮した。

c マグマ溜まりの状況について

始良カルデラにおいて、地下深さ10kmより十分浅い位置に、大規模な珪長質マグマ溜まりは存在しない。①始良カルデラ中央部下約10～12kmに主マグマ溜まり、②桜島南岳下4km、③桜島北岳下3～

6 kmに副マグマ溜まりがあるとの知見があるが、いずれも破局的噴火を起こし得る大規模な珪長質マグマ溜まりではない。

また、国土地理院による電子基準点の解析結果によると、基線長に若干の変化はみられるものの、既往の研究に基づくとマグマ供給率は0.01 km³/年程度であり、マグマ溜まりの顕著な増大はない。

したがって、姶良カルデラにおいて、破局的噴火を起こし得るようなマグマ溜まりが存在する可能性は低いと考えられ、運用期間中に破局的噴火が発生する可能性が低いことに関する積極的な事情として考慮した。

d 小括

被告は、前記aからcまでを総合的に考慮して、姶良カルデラにおいて、運用期間中に破局的噴火が発生する可能性は極めて低いと評価した。

(エ) 阿多カルデラについて

a 破局的噴火の噴火間隔について

阿多カルデラは、最後の破局的噴火（阿多噴火）から約10.5万年が経過しているが、阿多噴火とその前の破局的噴火（阿多鳥浜噴火）は約14万年の間隔があったことから、経過時間は、破局的噴火の噴火間隔に比べて十分に短いため、運用期間中に破局的噴火が発生する可能性が低いことに関する積極的な事情として考慮した。前記ウ(ア)のとおり、鹿児島地溝の3カルデラにおける破局的噴火の噴火間隔についても、阿多カルデラにおいて運用期間中に破局的噴火が発生する可能性が低いことに関する積極的な事情として考慮した。

b 噴火ステージについて

現在の阿多カルデラにおける噴火活動は、開聞岳においては多様な噴火様式の小規模噴火が発生しているところ、池田噴火についてはブ

リニ一式噴火ステージの兆候である可能性があるものの、随所で間欠的なプリニ一式噴火が発生しているわけではなく、プリニ一式噴火ステージである可能性は低い。仮にプリニ一式噴火ステージにあるとしても、過去のプリニ一式噴火ステージの継続期間は数万年であり、池田噴火からの経過時間（約0.6万年）は十分短い。また、Nagaoka (1988)においても、現在、阿多カルデラが後カルデラ火山噴火ステージないし初期のプリニ一式噴火ステージにあることが示されていることから、運用期間中に阿多カルデラで破局的噴火が発生する可能性が低いことに関する積極的な事情の一つとして考慮した。

c マグマ溜まりの状況について

阿多カルデラにおいて、地下深さ10kmより十分浅い位置に、大規模な珪長質マグマ溜まりは存在しない。なお、阿多カルデラの地下浅所における大規模なマグマ溜まりの存否について検討した知見は見当たらない。

d 小括

被告は、前記aからcまでを総合的に考慮して、阿多カルデラにおいて、運用期間中に破局的噴火が発生する可能性は極めて低いと評価した。

(オ) 鬼界カルデラについて

a 破局的噴火の噴火間隔について

鬼界カルデラは、最後の破局的噴火（鬼界アカホヤ噴火）から約7300年が経過しているが、鬼界アカホヤ噴火とその前の破局的噴火である鬼界葛原噴火との間隔は約9万年、鬼界葛原噴火とその前の破局的噴火である小アビ山噴火との間隔は約5万年であり、経過時間は、破局的噴火の噴火間隔に比べて十分に短いため、運用期間中に破局的噴火が発生する可能性が低いことに関する積極的な事情として考慮し

た。

b 噴火ステージについて

現在の鬼界カルデラにおける噴火活動は、薩摩硫黄島において多様な噴火様式の小規模噴火が発生しているのみであり、破局的噴火ステージにあると評価すべき事情が存しない上に、Nagaoka (1988)においても、現在、後カルデラ火山噴火ステージにあることが示されていることから、運用期間中に鬼界カルデラで破局的噴火が発生する可能性が低いことに関する積極的な事情として考慮した。

c マグマ溜まりの状況について

鬼界カルデラにおいて、地下深さ 10 km よりも十分浅い位置に、大規模な珪長質マグマ溜まりは存在しない。

鬼界カルデラにおいて、約 7300 年前の鬼界アカホヤ噴火の時に蓄積されていた流紋岩質マグマについては出尽くしたと考えられる。その後、破局的噴火を起こし得るような大規模な珪長質マグマ溜まりが形成されるような時間は経過しておらず、現時点でのそのような大規模な珪長質マグマ溜まりが形成されている可能性は低い。

マグマ溜まりの顕著な増大は認められないことからも、破局的噴火が起こるような状態ではないと考えられる。

d 小括

被告は、前記 a から c までを総合的に考慮して、鬼界カルデラにおいて、運用期間中に破局的噴火が発生する可能性は極めて低いと評価した。

e 火山活動のモニタリングについて

前記のとおり、本件 5 カルデラにおいて、本件各号機の運用期間中に破局的噴火が発生する可能性は極めて低いが、被告は、本件 5 カルデラにおいて破局的噴火が発生する可能性が十分に小さいことを継続的に確認

するため、本件 5 カルデラについて地殻変動や地震活動等の火山活動のモニタリングを実施している。

本件 5 カルデラの直近のモニタリングの評価は、いずれも「活動状況に変化なし」という結果であり、原子力規制庁から妥当と判断されている。

被告は、本件 5 カルデラについて、引き続きモニタリングを行い、破局的噴火に発展する可能性が僅かでも存するような事象が確認された時点で、直ちに適切な対処を行うものである。

カ 火山事象の影響評価について

(ア) 評価の概要

被告は、本件 5 カルデラについて、前記の評価を行い、本件 5 カルデラにおいて、本件各号機の運用期間中に破局的噴火が発生する可能性は極めて低いことを確認した。これを踏まえ、本件 5 カルデラの火山事象による本件各号機への影響について、現在の噴火ステージにおける既往最大規模の噴火（阿蘇カルデラにつき約 3 万年前の阿蘇草千里ヶ浜噴火（V E I 5），加久藤・小林カルデラにつき約 4.5～4.0 万年前の霧島イワオコシ噴火（V E I 5），姶良カルデラにつき約 1.3 万年前の桜島薩摩噴火（V E I 6），阿多カルデラにつき約 0.6 万年前の池田噴火（V E I 5），鬼界カルデラにつき約 0.6 万年前以降の薩摩硫黄島での噴火（V E I 4））を考慮して評価した。

その他の 16 火山（壱岐火山群、多良岳、小値賀島火山群、雲仙岳、南島原、金峰山、万年山火山群、船野山、涌蓋火山群、福江火山群、九重山、立石火山群、野稲火山群、由布岳、高平火山群及び鶴見岳）については、各火山の既往最大規模の噴火（V E I 5 以下の噴火）を考慮して、本件各号機への火山事象の影響を評価した。

その結果、21 火山（本件 5 カルデラ及び上記 16 火山）の噴火規模と本件各号機までの距離との関係等から、落下火碎物（火山灰等）を除

く火山事象（火碎物密度流、溶岩流、岩屑なだれ、地滑り及び斜面崩壊、新しい火口の開口、地殻変動等）については、いずれも本件各号機の敷地には影響がないことを確認した。

降下火碎物（火山灰等）については、後記(イ)のとおり影響評価を行い、安全性を確認した。

(イ) 降下火碎物の影響評価

a 想定した噴火

(a) 九重第1噴火の選定

降下火碎物につき、安全上重要な建物・機器等に影響を及ぼし得る火山事象として、抽出した噴火（本件5カルデラについては現在の噴火ステージにおける既往最大規模の噴火、その他の16火山については既往最大規模の噴火）の中で本件各号機付近に最も影響が大きい約5万年前の九重第1噴火を選定した。

(b) 原告らの主張に対し

原告らは、被告の行った影響評価について、姶良カルデラ及び鬼界カルデラにおける破局的噴火による降灰を想定していないため、火山ガイドに反し不合理である旨主張する。しかし、被告は、前記のとおり、これらのカルデラ火山において運用期間中に破局的噴火が発生する可能性は極めて低いと評価した上で、本件5カルデラの現在の噴火ステージにおける既往最大規模の噴火を想定したのであって、火山ガイドに反するものではない。

また、原告らは、阿蘇カルデラについて、現在、 30 km^3 程度のマグマ溜まりが存在し、VEI 6規模の噴火が発生した場合の噴出量は、被告の評価の2倍近くになるため、被告の評価は、過小評価である旨主張する。しかし、噴出可能なマグマは、マグマ溜まりのうち結晶量が低く溶融体が大部分を占める部分であるところ、上記の

マグマ溜まりの溶融率は、数%以上とされており、そもそも噴出可能なマグマは数km³程度にすぎない上、マグマの噴出に必要な圧力の観点からは噴出できるマグマの量はマグマ溜まり全体の体積のうちごく少量であるのであって、上記の原告らの主張は不合理である。

b 想定した降下火碎物の層厚

文献調査及び地質調査として、町田・新井（2011）においては、九重第1噴火における降下火碎物は、給源である九重山の主に東側に分布し、九重山の西側に位置する本件各号機周辺には堆積していないことを確認した。シミュレーション調査として、九重第1噴火と同規模の噴火が起こった場合の本件各号機での降灰量について、風や噴煙柱高さのパラメータを変化させてシミュレーションした結果、想定される層厚は最大でも2.2cmであり影響が小さいことを確認した。

以上の文献調査、地質調査及び数値シミュレーションの結果を踏まえ、降下火碎物の層厚について更に安全側に評価して10cmに設定した。

c 設備に対する影響評価

降下火碎物によって安全機能を失うおそれのある安全上重要な建物・機器等を評価対象施設として抽出し、各評価対象施設の特徴（形状、機能、外気吸入や海水の通水の有無等）を考慮した上で、降下火碎物による直接的影響（堆積荷重、閉塞、磨耗、腐食等）及び間接的影響（外部電源の喪失及び交通の途絶）を評価した。評価の結果、降下火碎物の直接的影響により、本件各号機の安全性が損なわれることはないことを確認するとともに、間接的影響として、降下火碎物による外部電源の喪失及び交通の途絶を想定しても、非常用ディーゼル発電機の7日間連続運転により、原子炉及び使用済燃料ピットの安全性を確保できることを確認している。